

2016 年度後期早稲田大学雄弁会 2 月合宿レジュメ
研究会「遼東の豕」

社会科学部 1 年 鮫島玄樹

「和而不同」

商聞之矣、死生有命、
富貴在天、君子敬而無失、與人恭而有禮、
四海之内、皆爲兄弟也

論語 顔淵

目次

1. 社会認識
2. 理想社会像・問題意識
3. 現状分析
 - 3-1：文言の定義
 - 3-2：中国諸民族の概要
 - 3-3：歴史的経緯
 - 3-4：民族区域自治制度
 - 3-5：少数民族問題の現況
 - 3-6：重要性の確認
4. 背景
 - 4-1：貧困と文化
 - 4-2：制度
5. 政策
 - 5-1：特別行政区の設置
 - 5-2：アプローチに関する考察

1. 社会認識

現代社会は、多数派によって支配されている社会である。その例としては民主主義を挙げることができる。18 世紀以降、市民革命などによって、民主主義を掲げる国家が現代に到るまで次々と誕生し、現在ではそれが国際社会の主流である。民主主義国家に於いては、選挙も議会も多数派が意見を通し、少数派は意見を通すことができないのが基本であり、これは全体を多数派が支配しているということである。

多数派が支配しているのは民族についても同じ事が言える。人口が多く、力を持つ民族は、しばしば国家の中核となって周囲の少数民族を支配してきた。そして多くの民族が、時間をかけて大きな民族に取り込まれ、消滅していったのである。そして多数派と少数派の間には時に民族問題と呼ばれる摩擦が起こり、ユーゴスラビア紛争やチェチェン紛争といった戦乱に発展することもしばしばであった。

確かに 1966 年の国際人権規約など、民族的少数者の権利を保障することが国際社会に求められるようになっていったことはあったが、しかし民族的少数者の権利保障に関する国際的で具体的な枠組みは少なく、民族的少数者の権利保障に関する理解は世界全体で見ると浸透しているとは言い難い。旧ユーゴスラビア諸国内部の民族的対立は 1990 年代に多数の紛争を引き起こしたが、その際の NATO による一方の陣営への肩入れといった反応は、欧米ら先進諸国の中に於いても、民族問題に関する理解が欠けていたことを示すものである。そのような状況下で、現在も多く多くの国で民族問題が発生し、消滅の危機にさらされている民族も存在している。

特に中国における民族問題は重大なものであるが、それには中華世界の持つ独特な経緯が大きく関わってくる。

その 1 つとして挙げられるのは、長きにわたって中華世界を支配していた、中国とその他の国との冊封を通じた宗主国・属国の関係である。この冊封体制と呼ばれる関係は、非常に名目的な意味合いが強く、内政や軍事、外交に関して宗主国たる中国は積極的に干渉しなかった。そのため、中国の属国となった国々には中国の一部であるという認識が薄かったのである。しかし一方で中国は、冊封を受けた属国のことを外臣と呼んで中国の一部であると認識していたのだ。冊封体制は名目的な面が強いものであったためにこの認識の齟齬はあまり表面化しなかったが、西洋列強の進出による冊封体制の崩壊がそれを表面化させた。列強は西洋の国際法から逸脱した冊封体制を完全には理解しなかったため、中国は属国を曖昧な地位のまま放置することができず、無理にでも領土として宣言する必要が生じたからである。その結果、中国には根深い民族間の対立が残されることとなった。それは長きにわたって散発的衝突と緊張を生み、今日の民族問題を複雑化しているのである。

また、大雑居小集住と圧倒的人口差、経済格差も特徴の 1 つだ。中国の少数民族は 55 民族全てを合計しても、全人口の 8%にしかならない上、少数民族と漢族は広い範囲で入り交じって生活しているのである。そのため、少数民族の領域を明確に区切ることが非常に困難であり、自治政府を設立しようにもあぶれる者が多く発生したり、区切ったところで漢族の

方が多くなってしまうということが起きてしまうのだ。さらに、沿海部と内陸部には GDP 換算で 8 倍の経済格差が存在し、さらに少数民族と漢族との間では、所によりけりだが数倍程度の格差が存在することがある。民族間の経済格差には、要因として環境のこともあるが、中華思想からくる少数民族蔑視や、漢族企業の同胞意識も関係している。このような経済格差は結果として少数民族の漢族に対する経済的従属を生み出すものであり、それは生活様式や言語といった文化に対して如実に影響を及ぼした。

このように中国の少数民族は、独自の歴史的背景を抱えつつ、行政の作為不作為に関わらず民族として消滅の危機に迫いやられているのである。

2. 理想社会像・問題意識

私の理想社会像は、「平等な社会」である。平等とは、全ての人が自らのあり方を同じく価値あるものとして認められている状態のことだ。ここで言うあり方とは、個人を規定する性質である。

私の問題意識は、「中国の少数民族問題」である。中国の少数民族は、中国共産党政府の統治のもとで文化を侵され、政治的権利を抑圧されている。これは、自らのあり方を平等に価値あるものとして認められておらず、平等に扱われているとは言えない。よって、私の問題意識は「中国の少数民族問題」である。

3. 現状分析

ここでは、中国諸民族を取り巻く民族問題の現状について説明する。とは言え、中国の少数民族に関するデータ、そして曖昧な文言の定義が共有されていないことには話を進めづらいので、まずはそれらの共有から入る。データとは、中国の地理や歴史的経緯、現在の少数民族による区域自治法制のことだ。地理や法制は、少数民族の現状や、民族問題の要因について理解を深めるにあたって必ず参考になるものであるし、是非参考にさせていただきたい。歴史的経緯についても、いかにして問題が発生している現状に到ったかを理解し、問題の原因を究明する一助となると共に、政策を考案するにあたって気遣うべき要素を発見するのに役立つものである。

3-1 文言の定義

～民族～

今回は中国の少数民族について扱うわけであるから、まずは民族という言葉のなんたるかを明確にしておこう。民族という言葉は非常に定義に困る言葉であり、現在に到るまで多くの学者が頭を悩ませてきた。であるからして、ここで言う民族の定義は、社会一般全てに受け入れられる民族の定義を示すというよりは、筆者の認識と本稿で民族という言葉を用いるにあたっての定義付けを示すものと断っておく。

さて、民族という言葉の初出は6世紀に遡る。南齊書という歴史書の中で、異民族について触れられているのが民族という言葉の始まりだ。しかし、この南齊書自体はあまり大きな影響力を持つ書物ではなかったため、ここでの用法自体が現在の概念に影響を及ぼしたかどうかは定かではない。現代の民族という概念を考えるならば、近代以降の西洋の例を参照することが重要であろう。

さて、西洋で日本の民族にあたりそうな言葉を探すと、ネーションとエトノスの2つが出てくるわけであるが、ここではネーションを取りたいと思う。ネーションという言葉の中には政治的独立性、主権性といった要素が色濃く見られるため、自治権を有している中国の少数民族を語るにあたっては適切であろう。むしろここで民族をエトノスとしたならば、彼らから政治的独立性といったものを取り上げることになる。ここでネーションであるかどうかということは、彼らに政治的独立性や主権性を与えるか否かという大きな分岐点である。ネーションとは政治的独立性と主権性を持ち得る最小の単位という点で大きな重要性があるのだ。

ではネーションという言葉の定義は一体何であろうか。やはりこれにも多くの学者が悩まされたようで、民族自決論や民族自治論を最初に唱えたマルクス主義者たち、そしてそこにつながるレーニンやスターリンは客観的な要素での定義づけを試みた。その要素とは、例えば言語であり、例えば地域であり、例えば生活様式である。しかしこれらの要素はある人々の間では一致するかもしれないが、ある人々の間では一致しないかもしれない。そして、その要素で十分である根拠も定まらないのだ。客観的要素に基づいてネーション、民族という言葉で定義するのは少々無理があるように思われる。

では、ネーションとは主観的な意識によって定義されるのではないかという考え方ではどうだろうか。ネーションは、客観的な要素から判断可能な、形を持ったものではない。マックス・ウェーバーの言うように、価値的領域に含まれるような形の無いものとして扱われるのが適当であるように私には思えて成らないのだ。

しかしこの考え方にもやはり問題点はある。ただ本人らの意識にのみネーションという言葉が根拠を持つならば、彼らが一種の連帯感さえ持っていればそれはネーション、民族と呼ばれるものなのかということである。ということはやはり、客観的な要素から見える何かに基づく他者からの承認も重要視されて然るべきではないか。要するに、ネーションと呼ばれるに値するような客観的要素が認められた上で、当人らがネーションとしての意識を持って初めてそれは成立するものなのではないかということである。

これを中国の少数民族に当てはめて考えてみると、まずに彼らは自身でその民族に属することを申請しているわけであり、そこには彼らの主観的意識が存在する。そして彼らが主張する民族とは、民族識別工作によって客観的に認められたものであり、客観的要素に基づく承認を得ているのだ。この定義は彼らに当てはめるにあたって適切なものということができる。

また、この先を読み進める上で、民族を決定づける時に主観的な意識が必要である以上、

個人個人が自らの民族から離脱する自由は存在するということに留意していただきたい。

～文化～

さて、民族については以上の通りだが、ここでは民族としての文化を失い、消滅に向かいつつある少数民族に関して扱うわけであるから、文化についても予め説明しておいた方がよいだろう。

文化とは、辞書的な意味で言うならば、人間の生活様式の全体。人間が自らの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体。各々の民族・地域・社会に固有の文化があり、学習によって伝習されるとともに、相互の交流によって発展してきたものと言える。また、あくまでも物質的所産を含まず、精神的活動とその結果得られる所産に限られるという。しかし、文化という言葉も民族同様に定義の困難な言葉であり、多くの人を悩ませた。

エドワード・タイラーは、文化を「ある社会の一員として学んだ能力と習慣のすべて」、「民族学で使われる文化、あるいは文明の定義とは、知識、信仰、芸術、道徳、法律、慣行、その他人が社会の構成員として獲得した能力や習慣を含むところの複合された総体」などと定義しており、これが最初に為された定義であるという。また、ウィリアムズによれば、文化は第一に「知的、精神的、美的発展の一時的過程を表す独立した抽象名詞」、第二に「ある国民や時代や集団の特定の生活様式」、第三に「文化とは音楽、文学、絵画、彫刻、演劇、映画である」という使い方があるということを述べている。

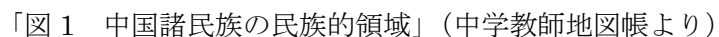
さて、ここまで例を挙げてきたが、これらを参考にしつつ、本稿では文化という言葉を「ある集団の中で共通してもっている価値観や、それに基づく生活などの様式、芸術」としようと思う。また、文化は2つに分けることもできるように思う。それは、生活様式としての文化と、感性としての文化だ。前者は言語や宗教、服装料理と言った生活に直接結びつくものであり、それだけに認識が容易だ。後者はまさに価値観とでも言うべきもので、生活に直接結びつきづらいために日頃からあまり意識はしない。日本人に例えるならば、前者は和食に和服であり、後者は日本人的と言われる儒教や武士道に影響を受けた価値観や風流心であろう。そして現代のことを考えればよくわかるであろうが、前者は他の影響を受けやすい。現在の日本人の生活は半ば以上に西洋化していると言われてもおかしくないものであろう。しかし、後者たる価値観の類いは固持しているのである。であるから、本稿で扱う文化というのは、前者の生活様式としての文化が中心となるだろう。

では、文化とは一体どのような役割を持つものなのであろうか。その1つとして挙げられるのが、抽象的概念を理解し、差異化するという役割である。ある集団の中で共通している抽象的概念を文化とし、他の集団のそれを認識することで、人は自他の差異を説明することができるようになる。そうすることで人々は自らの集団の文化というものをも認識できるようになるのだ。

また、集団の中で生まれた人間は、その集団が持つ文化を学び取って自分のものとするし、集団はそうすることを望む。人は文化を創るものだが、その文化は、人を作る役割も持っているのである。であればこそ、その集団の文化は人の人格形成に多大な影響を及ぼし、アイ

3-2 中国諸民族の概要

中国においては漢民族の他に 55 の少数民族が存在し、政府から公認を受けている。それらの少数民族は、それぞれに自治区、自治州、自治県といった自治地域を持っており、各民族ごとの人口分布はその自治地域周辺に集中している。以下の図は、大体の分布図である。なお、この分布図はあくまでも民族的領域の図であり、政治的領域の図ではない。



55 の少数民族が公認され、それぞれに自治地域と自治政府を持っているとは言え、民族ごとに規模は様々であり、その幅は一千万人から数千人に及ぶ。参考として、下に人口の表を掲載する。とは言え、少数民族であると主張しながらも、文化の独自性などが確認できなかったために公認されなかった開封ユダヤ族のような人々や、元々1つの民族を称していた

が、他の少数民族の一部族として登録された人々も少なからず存在する。

漢族	1,233,300,000	トゥー族	241,198
チワン族	16,178,811	ムーラオ族	207,352
満州族	10,682,262	シボ族	188,824
回族	9,816,805	キルギス族	160,823
ミャオ族	8,940,116	ダフル族	132,394
ウイグル族	8,399,393	チンポー族	132,143
トウチャ族	8,028,133	マオナン族	107,166
イ族	7,762,272	サラール族	104,503
モンゴル族	5,813,947	ブーラン族	91,882
チベット族	5,416,021	タジク族	41,028
ブイ族	2,971,460	アチャン族	33,936
トン族	2,960,293	プミ族	33,600
ヤオ族	2,637,421	エベンキ族	30,505
朝鮮族	1,923,842	ヌー族	28,759
ペー族	1,858,063	キン族	22,517
ハニ族	1,439,673	ジノー族	20,899
カザフ族	1,250,458	トーアン族	17,935
リー族	1,247,814	ボウナン族	16,505
タイ族	1,158,989	ロシア族	15,609
ショオ族	709,592	ユーグ族	13,719
リス族	634,912	ウズベク族	12,370
コーラオ族	579,357	メンバ族	8,923
トンシャン族	513,805	オロチョン族	8,196
ラフ族	453,705	トールン族	7,426
スイ族	406,902	タタール族	4,890
ワ族	396,610	ホジェン族	4,640
ナシ族	308,839	カオシャン族	4,461
チャン族	306,072	ロツパ族	2,965

「図 2 少数民族の人口」（著者作成）

中国の少数民族の特徴として、大雑居小集住と呼ばれる居住形態がある。これは、広い地域で考えると多くの民族が入り交じって暮らしているように見えるが、県や村の単位で見ると民族ごとに集住しているというものだ。したがって、人口の多い民族であればあるほど、その民族の民族的領域は拡大し、また、その民族的領域の内部に他民族の領域を含むことになりやすいのである。実際に、新疆ウイグル自治区は 5 つの自治州を含んでいる。従って、自治地域のような属地的な制度を運用する上で、地域外にあぶれる者も多い。また、少数民族の自治地域内で暮らす漢族もまた多く存在する。

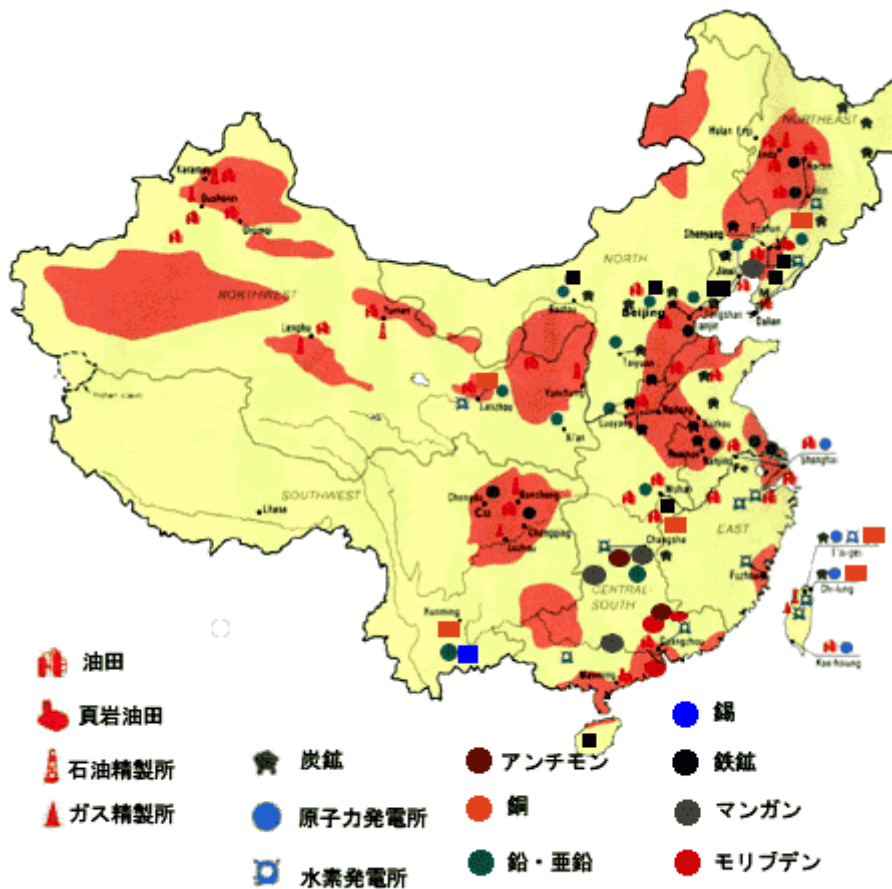
～地理～



「図3 中国の地形図」（互劫百科より）

上の地図は、中国の地形を表したものだ。先ほどの民族的領域に関する地図と見比べてみると、多くの少数民族は山間部や高原、砂漠といった地域に多く住んでいることがわかるであろう。上記の地形図を見れば大体のところは推察可能ではあるが、中国国内の気候の差は激しい。東北部やチベット高原の一带は亜寒帯であり、厳しい寒さに見舞われる地域である。モンゴル高原からゴビ砂漠、タクラマカン砂漠にかけての西北部は乾燥帯であり、草原、もしくは砂漠が広がっている。そして最南部や海南島などの島々は一部が亜熱帯であり、深い森林に覆われている。その他の地域はほとんどが温帯に属しているが、南北での気温差はそれでもなお激しいため、生活環境は大分異なっている。これらのことから、漢族も含めて民族それぞれが地形に対応した生活様式を確立していったことが窺える。また、特に険しい地形に住む民族とその他の民族間における日常的接触が限定的であったこともうかがい知れることである。

～資源の分布～



「図 4 主要な埋蔵資源」(中国の鉱物・埋蔵資源より)

この図は中国国内の大まかな鉱物資源分布である。上記の民族的領域の地図と見比べると、よく言われるように少数民族の居住地域に資源地帯が集中しているというのは必ずしも正しい理解ではないということがわかるだろう。資源地帯にかぶっているのは、ウイグル族やウズベク族、モンゴル族などの、西北部に住む少数民族が中心であり、鉱物資源に限って言えば、あまりそういったものを持っていない少数民族の居住地域もある。もちろん、黄河や長江といった大河の流域は、多くの水資源に恵まれていると言うべきであるし、雲南省などの温暖湿潤な気候を持つ地域は、多くの森林資源を持つ。少数民族と資源を絡めて扱うならば、これらのことには留意すべきである。

～言語～

中国は広大である上に多くの民族が暮らしているため、多言語国家である。中国語の中にも 7 大方言などがあるし、少数民族に独自の言語も多数存在している。その総数は 129 言

語にものぼる。そしてその内の 64 言語は現在消滅の危機にあるとされており、さらにその内の 21 言語は消滅寸前と言われる。これらの言語は少数民族の話す言語であり、漢語優位の社会において、独自言語の継承が上手くいかなくなった結果だ。消滅寸前の 21 言語は、現在話者のほとんどが高齢である上に二桁しか人数がいらないなどの状況に置かれている。各所で対応がなされてはいるが、この傾向を止めるには到っていない。

ここまでで、中国の諸民族を取り巻く地理的なデータを主に紹介してきた。これらは中国の諸民族について考える上で参考になるものだ。以下では、これらの知識を前提として話を進めることにする。

また、本稿では中国の民族問題について扱うわけではあるが、分析の対象を予めウイグル族・満州族・チベット族に絞ることとしたい。これはあくまで分析を子細なものにするためである。また、今回主として扱わない諸民族に関しても、今後の研究にて取り組む所存だ。以下に、この 3 民族を今回特に扱うことの有意性を示す。

～ウイグル族～

ウイグル族は独自の言語を持ち、宗教はイスラム教である。また、居住地域は西北部の高原地帯や砂漠地帯であり、漢族が主に住んでいる地域から離れているといった要因のため、独自の文化を長きにわたって作り上げてきたと言える。ウイグル族の多く住む新疆ウイグル自治区は石油などの資源に恵まれており、中国において西部大開発が始まって以降、多くの漢族や屯田兵が移住し、沿海部の企業も進出してきた。そのため、農村が中心であったウイグル族の経済は漢族のそれについて行くことができず、ウイグル族は比較的貧しい生活を余儀なくされた。そして、ウルムチなどの都市における人口の逆転現象や経済的事情のため、ウイグル族の言語といった諸文化は衰退する傾向にある。このような傾向は、漢族から比較的離れた場所に住む多くの少数民族に共通して見られるものだ。他の例としては、苗族やトン族など多くが挙げられるだろう。ウイグル族はそれらの代表例として、今回は取り上げることとする。

～満州族～

満州族は女真族とも呼ばれる民族であり、金や清といった征服王朝を打ち立てた狩猟民族である。満州族は、清王朝のもとで中国全土に広まって行った。そのため、満州族に属する人々の数こそは多いが、民族的領域と呼べる範囲が非常に狭い。そして、漢族やその他の少数民族に混じって中国各地で生活していたため、その文化的な特色がかなりの割合失われている。このような傾向は、比較的漢族と近い位置にあった少数民族によく見られる傾向である。チワン族などはこの傾向が強い。満州族はその中でも特に飛び抜けた例として、今回は取り扱うこととする。

～チベット族～

チベット族は特異な立場に置かれている少数民族であると言えよう。チベット族の住む地域は、標高が高い上に寒冷な気温で、古くから閉ざされた空間であり、他国の人々が流入することもあまりなかった。そのため、チベット仏教やチベット語のような独自の文化を作り上げてきたのである。そしてその閉ざされた空間は、その地形と漢族の居住地域との距離が故に、未だ開かれているとは言い難い。そのため、ウイグル族のように漢族の流入があったり、満州族のように文化が消失しかかっているという傾向はあまり強くない。しかし、チベット族は 55 の少数民族の中でも特に激しく中国への編入に抵抗した民族でもある。それ故に激しい弾圧に晒され、宗教的自由などが認められているとは言えない。また、未だにダライラマ 14 世らは帰国できず、両者の間には根深い歴史認識問題などの対立の種が残り続けている。現代においても激しい抗議運動が行われるなどその情勢は安定しているとは言い難い。さらに、他の民族と異なり、長らくチベットはチベットとして国が存在し続けていた。このような状況はチベット族の持つ特異なものだ。今回は、上記 2 つに当てはまらない例外的なものとして取り扱うこととする。

3-3 歴史的経緯

民族問題を扱うに当たっては、現状がどのようにしてできあがったものであるかをまずは理解する必要がある。現在発生している問題の中で、成り行きでそうなってしまったものの原因究明にもつながることであるし、歴史認識問題が民族間の対立の火種となり、政策への影響を与えていることも十分考えられるからだ。ここではウイグル族・満州族・チベット族の他に、近代以降の中国において、少数民族に関する国家の体制がどのように変化し、現在の民族区域自治制度に到ったかということについても扱う。

～ウイグル族史の概観～

現在の新疆ウイグル自治区がある東トルキスタンを含むトルキスタンの土地は、古くからイラン系の人々が住む場所であった。ここは、アレキサンダー大王などの征服や大月氏の移動による戦乱を経験しつつも、シルクロード交易によって栄え、文化が入り交じる場所であった。イスラム教に仏教、ゾロアスター教が入り交じり、文字はイラン系の人々が用いたとされるゾグド文字が用いられた。

そこへ 7 世紀になってからトルコ系の移民が定着するようになったのである。トルコ系の諸民族は、トルコ語に近似した言語を用いることから、テュルク系民族と総称されるが、このテュルクの 1 つこそが現在のウイグル族である。これは、ウイグル語がトルコ語に近い言語であることからわかる。テュルクは紀元前から狄として中国側に記録され、中国に国を建てるまでに到ってはいたが、その後圧迫を受けてはるか北方に撤退。高車を名乗っていた。それが突厥と名を変えて、強大な騎兵力によって南下したのである。トルキスタンに

定着したテュルクたちはトルコ系の人々ではあったが、ムスリムではなかった。どちらかというと彼らは仏教やマニ教の信奉者であり、ゾグド文字から変化したウイグル文字や梵字を用いて経典を記した。

8世紀になると、突厥は内乱を起こして分裂したウイグルによって滅ぼされる。そしてこのウイグル国は安史の乱の際に長安を陥落させるなどの働きを見せるのだ。また、弱体化した唐は西域の経営から手を引いたため、吐蕃と戦ってこれを破り、西域で一応の覇権は確保した。しかし9世紀のうちにはキルギスによって滅ぼされ、その後ウイグル人とキルギス人は戦争を繰り返した。ウイグルは唐への帰順を申し入れたが唐は許さず、結果的にウイグルを討伐。ウイグルは南か西に敗走し、それぞれにウイグル人国家を建設した。その際南に向かった者はタングートにより滅ぼされたが、西に向かった者はタリム盆地のオアシスを確保して定住し、遊牧民としての生活を放棄するに到った。これを西ウイグル王国という。

後にこのウイグル人たちは、西遼の支配、そしてモンゴル帝国の支配を受けることになる。モンゴル帝国の支配下においては、ウイグル人は色目人の1つとして優遇された。明が成立した後も、ウイグル人はチャガタイ・ハン国の支配下に置かれ、15世紀に欠けての間で完全にイスラム化した。

17世紀にいたって東トルキスタンはジュンガルの版図に含まれた。ウイグル人はジュンガルの支配下に入っていたが、一部は清にも付き、ジュンガルと清の戦争に加わった。ジュンガルが滅亡した後は清が東トルキスタンを支配し、東トルキスタンは回疆、もしくは新疆と呼ばれるようになった。その支配体制は、満州人であるイリ將軍の監督の下で、ウイグル人による自治を行うというものであった。また、清はウイグル人を味方に付けるため、漢人よりも優遇したようである。

18世紀にはタリム盆地コーカンド・ハン国が成立して清に敵対したが、清は弱体化しつつあり、イリ將軍府の資金を賄うこともできない状況になりつつあった。そのため、イリ將軍府はコーカンド・ハン国に対抗するための臨時課税を行ったが、1791年には新疆のムスリムがそれに反発して反乱した。これは回乱とも回民蜂起とも呼ばれる。この反乱自体は大規模にならず鎮圧されたが、その後も同様の動きは続く。また、漢人とウイグル人らムスリムが雑居している雲南省などでは仲違いが頻発しており、度々衝突が発生していた。清は漢人への譲歩を迫ることでこれを解決してきたが、1856年には漢人によるムスリムの大量殺害という結果を迎えることになる。しかし清は太平天国の乱やアヘン戦争などで力を急速に失っている最中であり、有効な手段を打つことは最早できなかった。

ムスリムも反乱して漢人に抵抗し、甘肅などへも飛び火して大規模な戦乱となった。洪秀全が殺害されて太平天国の乱が終息に向かいつつある中、ムスリムの反乱は全くその兆しを見せず、漢人とムスリムの虐殺合戦は激化するばかりであった。甘肅省などは地方官も殺害されるなどされ、完全な無政府状態に置かれた。1863年、中国国内におけるムスリムの反乱を聞いた新疆のウイグル人たちにも反乱の動きが強まり、翌年からそれは激化した。ここでもやはり、漢人や満州人は虐殺された。

新疆からは漢人が駆逐され、王が乱立するような状態となった。また、ロシアが南下して勢力圏を拡大した。しかしクリミア戦争の敗北によって南下は一時中断されたがその後再開し、トルキスタンの広大な領域を確保した。そしてチベットを勢力圏内に治めていたイギリスとの緩衝地帯として、新疆南部ヤクブ＝ベク汗国が残された。

1866 年、左宗棠という人物がムスリムの反乱鎮圧、新疆の回復とロシア軍の撃退の命を受け、翌年進発した。1872 年には中国国内の反乱はほとんど鎮圧され、反乱軍に荷担していたムスリムも帰順した。しかし未だにヤクブ＝ベク汗国は健在であり、ロシア軍の駐屯も続いていた上、日本による台湾出兵の影響で西進は一時頓挫した。しかし 1881 年にはロシアと講和条約を結んで新疆を回復して新疆省が置かれることとなり、新疆はかつてのようなウイグル人の自治ではなく、内地並の行政がしかれることになった。

新疆は長らく平和が保たれたが、1930 年になって再び漢人の支配に不満を持つウイグル人は反乱し、虐殺合戦が始まったのである。キルギスやタジクといった周辺の諸民族も同調して漢人と戦ったために中国の軍勢は終始苦戦を強いられ、1933 年には東トルキスタン共和国の独立宣言がなされた。しかし東トルキスタン共和国はロシアやイギリスの援助を得ることに失敗した上、同調していた周辺諸民族との連合が崩れたために弱体化し、あっけなく瓦解した。

1945 年には再び反乱が勃発し、東トルキスタン共和国の独立宣言が出された。しかしソ連は中国共産党を支持し、イギリスがインドから撤退するとすぐさま弱体化し、新疆省政府に帰順する者が続出した。そして 10 月に人民解放軍が進駐すると、全く抵抗のないままに東トルキスタン共和国政府は降伏した。1955 年には新疆ウイグル自治区が成立し、ほぼ現在の姿となっている。

ウイグル族と漢族は、特に近代以降激しい戦争を経験した。それは漢族や満州族による統治への不満の鬱積はもちろんあるが、反乱が勃発する直接的な要因になるのは常に信仰への侮辱であったことは特筆に値することである。

付け加えると、2004 年にワシントンで東トルキスタン共和国亡命政府が樹立されている。

～満州族史の概観～

満州族が元々住んでいた中国東北部は、3000 年の昔から満州族の祖先が暮らしていたとされる。満州族は、ツングース系民族の 1 つであり、古くから中国の東北部とその周辺に居住していた。中国の伝説時代以来、ツングース系民族は長きにわたって肅慎の名で記録には登場する。また、肅慎は古くから騎馬民族ではなく、東北部の森林で暮らしていた狩猟民族だと伝えられる。ここで注意すべきは、満州族はツングース系民族の一部ではあるが、満州に存在したツングース系民族の肅慎や靺鞨、女真、契丹、以外に、漢族やモンゴル族の人々が合わさって形成された民族だということだ。従って、満州族という呼称は、後年付けられたものである。

紀元前 3 世紀頃からツングース系民族による建国が始まり、扶余などの国を建てた。紀

元前 37 年になると高句麗を建国したが、扶余にしろ高句麗にしろ朝鮮史にも登場する国であり、朝鮮半島との交流が盛んであった。しかしこれらは百済や新羅と異なり、朝鮮族による国ではないとされている。高句麗は度々楽浪郡など中国の領域を侵し、魏や隋による大規模な侵攻を受けながらも、中国の衰退を見て取っては国力を回復して存続し続けた。しかし、唐の時代になって大規模な侵攻を幾度となく受け、内乱に乘じられる形で高句麗は 668 年に滅亡した。その後、高句麗の領地は安東都護府の管轄下に置かれることとなった。

高句麗の移民たちは北に逃れ、同じくツングース系民族である靺鞨と共に渤海を建国した。渤海は新羅や唐と対立して戦火を交え、満州に版図を広げた。その後国力は次第に低下し、926 年には契丹によって滅ぼされた。契丹は一説にツングース系民族とモンゴル族が混じったものであると言われる。

この契丹は遼という国を建設して満州を支配し、さらに南下して宋を圧迫した。しかし、失政のために属国に背かれ、西方を西夏に侵された。また、宋と金の連合軍による逆襲を受け、1125 年に滅亡した。そしてこの金を建国したのが、靺鞨の一部である女真族であった。金は 1115 年に建国され、宋と共に遼を攻撃した。結果的に遼は滅ぼされるに到ったわけであるが、宋と金の同盟は宋に不利な条件の下で交わされたものであり、実質的に遼の攻撃を受け持っていたのも金であった。そのため、宋は金に対して領土を割譲するほか、年貢を納めねばならなくなった。かくして宋は金による圧迫を受けることになり、遂に開封を蜂起して南遷せざるを得なくなる。金は南宋を滅ぼすための戦を行いはしたが、岳飛の奮戦や秦檜の外交戦略によってそれは進まず、その内に内乱と属国の離反で国力を衰微させた。モンゴルが台頭してきて後は、宋と結んで対抗しようと試みたが、宋はモンゴルと結んで金に対抗し、故地回復を図った。そして 1234 年、宋とモンゴルの軍勢によって滅亡せられたのである。

モンゴル支配下の満州では、変わらず女真族が勢力を持った。モンゴルによる支配も大きな変化をもたらさず、そのために大規模な戦乱も発生しなかった。元が滅亡してモンゴルが北方に追いやられると、満州族らはモンゴルの支配から脱したが、続く明は彼らに積極的に干渉しなかった。交易はあったが、明の支配下に組み込まれた満州族はごく一部であった。

明が衰退すると、満州族は再び中国への侵攻を開始する。この中心も女真族であった。清の太祖ヌルハチは 1616 年に汗位に就き、国号を金として中国征服に意欲を示した。この金を先の金と分けて後金とも呼ぶ。後金は満州のほぼ全域を服属させ、1619 年には明を破った。しかし山海関を破ることができず、朝鮮や内蒙古を次々に征服していった。そして、1936 年には皇帝に即位して国号を清とした。その内に李自成の乱によって明が滅んだため、山海関の守将であった呉三桂に請われて山海関を抜け、李自成を討った。ヌルハチを継いでいたホンタイジはそのまま中国の諸王を征服したが、鄭成功らの抵抗勢力は根強く存続することとなった。

清は女真族によって立てられた国ではあったが、そもそも満州族と漢族たちとでは人口

差が大きく開いている。そのため、全国各地に満州族は散らばって監督役を担わざるを得ず、多くの満州族が移住した。もちろん、満州族が圧倒的に少なく、漢族に同化されかねないことは清の皇室も理解しており、漢族の満州への移民は厳しく制限された。しかし、皇室自体は望んで文化的に漢化することを選び、皇族の家庭教師や官吏にも漢族を多く採用した。また、漢族とモンゴル族をそれぞれ八旗という軍隊に編成した。彼ら八旗の家は、後に満州族に編入される。

清は大きな勢力を誇ったが、太平天国の乱や、アヘン戦争の敗北などで国力を削がれ、版図も削られた。また、ウイグルやチベットといった諸民族の大規模な反乱によって辺境の経営は体を為さず、日清戦争や北清事変の賠償金はさらに国庫を苦しめた。清は滅亡の直前になって近代化を目指す改革を本格的に開始しようとしたが、時既に遅く、孫文は革命党を組織し、南京に政府を樹立した。自体を覆すことはできないと判断した清国政府は共和制を認め、1912年に宣統帝が退位して清は滅亡した。

清の末期にはロシアが満州に侵攻していたが、それ自体は満州族に大きな影響を及ぼしたというわけではない。大きな影響を及ぼしたのは、ロシアの南進による防備増強の必要性から生じた、満州への漢族移民解禁である。これによって大量の漢族が満州に流入し、土地を開拓、漢族の集落を形成した。こうして漢族と満州族は全国的に入り交じって暮らすこととなり、民族的境界がますます曖昧なものとなった。また、満州族への反感による排斥運動も行われ、満州族の立場は苦しいものであった。

軍閥や日本による満州統治時代も満州族というものに大きな影響はなかった。1932年に満州国が建国され、清の廃帝が総統、次いで皇帝に迎え入れられたが、満州族の再興を期待する者は少数であったという。満州国は1945年に滅亡した。

戦後中国は民族識別工作を行って少数民族を登録したが、その際に女真族を含めた靺鞨の諸部族の他、清の支配階級を形成した漢族とモンゴル族の旗人をも含めて満州族とした。これによってようやく、現在言われている満州族の姿となったのである。

～チベット族史の概観～

チベット族の先祖は、かなりの古くから現在チベットと呼ばれている場所に住んでいると考えられる。彼らの先祖は、中国の記録には氐や羌といった名前で登場する。しかし彼らがどこからやって来たかは北と南で説が分かれており、言えることは匈奴の末裔とビルマ系の人々の混血による人々であるということだけだ。

チベットでは伝説時代の後、史実として建国が確認されるのは569年から650年の間の時期だ。チベットは遠征を好み、四方を略奪して回ると共に、多くの文物を取り入れたという。またこの頃のチベットは中国から吐蕃と呼ばれ、安史の乱鎮圧の際には長安を占領したという。この後、唐とチベットは対等の姻戚関係を結ぶ。しかし9世紀にいたって内乱が発生したことにより王統が分裂し、群雄割拠の時代となった。群雄割拠の時代は10世紀から13世紀に及び、仏教の宗派同士の対立も相まって非常に長いものとなった。これは国力を

弱体化させ、度々モンゴルの来寇を受けることになり、その後一時期彼らの支配下に入った。

14 世紀になると宗教改革がなされ、現在も主流であるゲルク派が栄えた。これの開祖ツォンカパはじめ、その宗派の人々が政治的権力も掌握した。元が衰退すると一時期明の圧迫を受けたが、モンゴルの援助で独立を保った。16 世紀にはソナム・ギャンツォがゲルク派の法王として権力を握っていたが、彼はモンゴルのアルタン・ハーンからダライラマの称号を贈られた。以後、ダライラマはゲルク派の長だけでなく、チベットの王としての地位を確立し、転生によってその位を伝えるようになった。

ダライラマの元でその後 200 年ほどチベットは独立国として安定していたが、1720 年になって清の侵攻を受けて屈服し、アンバンと呼ばれる弁事大臣と護衛の軍隊を受け入れた。清の統治のもとでは実質的にアンバンが権力を握ったが、表向きはダライラマを王として国を統治し、清の皇帝はダライラマに帰依しており清はチベットを保護しているという体を守った。ダライラマは観音菩薩の化身であり、満州皇帝は文殊菩薩の化身であることから、チベット人は清との関係を快く受け入れた。しかし、同格の観音同士の関係として捉えたため、清の認識と齟齬が生じたのである。

清のアンバンによる統治はその後長らく続いた。19 世紀も終わりに近づくと、チベットの元にも西洋列強の影響が見え始める。当時、チベットのすぐ南であるインドは完全にイギリスの支配下に入っており、北のウイグルもロシアの影響力が強くなっていた。それ故、イギリスとロシアはチベットにおける権益を巡って争ったのである。外交はチベットの仏教を巧みに用い、また、ダライラマに帰依している国内のブリヤート人を交渉に用いたロシアの勝利であった。ニコライ 2 世自ら仏教を学んだことにより、ダライラマ 13 世との間に親交が生まれていたことも大きい。しかしロシアは新疆からの撤退や日露戦争によって、チベットへの影響力を急速に低下させたため、その隙を突いてイギリスはインドからチベットに出兵し首都のラサを占領、ダライラマ 13 世は亡命することとなり、チベットでの影響力を確立させたのはイギリスの方であった。

ちょうどその頃、四川省内部のチベット人地域で反乱が発生し、それに呼応して国境付近のチベット軍が中国に侵入した。これに対して四川政府は趙爾豊を派遣して鎮圧にあたらせ、趙爾豊は国境を越えて進撃、1911 年までにチベットの大半を占領した。そして、チベット東部のカム地方に西康省を設置し、清の統治下に置いた。しかしこの時期は清国内で革命運動が盛んになっていた時期であり、さらにチベットに駐屯していた将軍が革命党に与したためにチベットの清軍は壊滅し、四川省に戻っていた趙爾豊は革命勢力により処刑された。さらにチベット軍はそれに乗じて中国人を追放し、ダライラマ 13 世は独立宣言を行ったのである。また、この際に独立したばかりのモンゴルと、相互承認の条約を結んでいる。

この後ダライラマ 13 世はイギリスに歩み寄り、近代化政策を推進した。近代化は民衆の激しい反発を招いたために近代化されたのは実質軍隊ぐらいのものであったが、軍隊はイギリス式のものに改組された上、最新鋭の武器を輸入したことにより強力になった。チベットはその後、失地回復につとめ、さらに中国国内のチベット人地域である四川省や青海省に

まで版図を押し広げた。1931 年までチベットの進撃は続き、一時期は民族的チベットの領域をほぼ完全に占領する勢いであった。その後は中国国内で国共内戦が激化し、さらに満州事変などもあったために中国はチベットに侵攻することはなくなり、チベットも政変によって積極的な攻勢をとらなくなった。この時期は、中国とチベットの国境は平和だったのである。1940 年にはダライラマ 14 世が即位した。第二次世界大戦中も状況は変わらず、チベットが援蒋ルートの一部として機能した以外の関わりに特筆すべき事はないように思われる。1947 年にはニューデリーで開催された汎アジア会議に出席し、初めて国際的な場でチベットの国旗が他国の国旗と共に掲げられた。しかしながら西洋諸国でチベットを承認する国はついぞなかった。

1950 年になると、国民党との戦いに勝利した人民解放軍がチベットに侵攻し、各地で戦いが繰り広げられた。しかしダライラマ 13 世の時代から進歩見られない軍備では抗しきれず、翌年チベットは降伏して中国に編入された。しかしこの条約は使節の越権行為であったためにダライラマ 14 世は怒り、アメリカの後ろ盾を得て条約の批准を拒否した。するとすぐさま 2 万の人民解放軍がラサを占領し、チベットは条約を批准した。このことは国連で取り上げられはしたものの、台湾政府による北京政府の弁護や、インドの意向によって決議は見送られた。

チベットのゲリラによる抵抗はその後も続き、人民解放軍による攻撃にも関わらず抵抗は激化した。1959 年にはラサでチベット蜂起と呼ばれる事件が起こり、ダライラマ 14 世は亡命を余儀なくされたのである。ダライラマ 14 世は亡命の道中で条約の破棄と新政府の設立を宣言し、多くの難民と共にインドにそれを樹立した。

チベットはその後中国によって統治され、1966 年にチベット自治区が設立された。とは言えゲリラの活動はアメリカや台湾の協力もあって継続しており、一連の戦闘が終了するのは 1970 年頃になってからである。

～近現代少数民族法制史の概観～

中国において民族問題についての議論が本格的に開始されたのは 1922 年のことである。中国では漢族、モンゴル族、チベット族、ウイグル族、回族の五族のみが民族として認められていたが、民族識別工作によってその数は次第に増加した。当初、中国政府はソ連の方式に則って少数民族の民族自決権を認め、連邦制とすることを目指した。また、連邦から離脱して独立する権利を付与することまで考慮に入れられていたのである。そして 1936 年には最初の自治地域が設置された。

しかし 1938 年になると、毛沢東は各民族が団結して統一国家を形成し、抗日戦争を戦う必要があると考え、従来の民族自決権や連邦制の構想を否定し、統一国家内での民族区域自治に方針を転換した。そして 1945 年には、この方針に則って内モンゴル自治区が設立された。1946 年には、求めるべきものは民族の平等と自治であり、独立・自決を掲げることは許されないとされた。

このような方針転換は、必ずしも中国政府の不寛容の結果として捉えるべきことではない。大雑居小集住の元で諸民族の文化や技術が入り交じり、例外はあれども諸民族の共同生活体制が構築されてしまっていることや、民族的領域の境界線が曖昧であること。そして複雑な領土問題が発生するであろう状況下で複数の国家が乱立することは、地域の平和を乱す恐れがあるということなど、中国政府としても統一国家形成が必要である理由を説明している。

その後 1956 年までに現在存在している自治地域の大半が設立された。しかし文化大革命の中で中華人民共和国憲法に記載されていた自治権に関する規定が削除されるなど、民族自治は一時的な後退を見せる。1982 年には完全に元の制度に復帰し、1984 年には自治権に関する具体的な規定をまとめた中華人民共和国民族区域自治法が制定された。そして 2001 年には新たな中華人民共和国民族区域自治法が公布され、現在に到っている。

3-4 民族区域自治制度

中国では、憲法によって 56 民族全ての平等や、信教の自由、固有の言語の保護などが規定されている。また、中華人民共和国は諸民族共同の統一国家であるとされ、民族の団結を守るために大民族主義や地方民族主義に反対することが求められている。

また、憲法の総綱において民族区域自治制度の総原則が、「各少数民族の集居している地区では区域自治を実行し、自治機関を設立し、自治権を行使する。いずれの民族区域自治地方も中華人民共和国の切り離すことのできない一部である」と規定されている。

そして、第 3 章 6 節においても、民族区域自治地方の自治機関についての規定がある。内容は以下の通りである。

- ① 民族区域自治地方の自治機関は自治区、自治州、自治県の人民代表大会と人民政府である。
- ② 自治区、自治州、自治県の人民代表大会においては、区域自治を実施する民族代表の他、その行政区域内に居住するその他の民族も適当数の代表を持たなければならない。
- ③ 自治区、自治州及び自治県の人民代表大会常務委員会においては、区域自治を実施する民族の公民が主任または副主任を務めるべきである。自治区主席、自治州州長及び自治県県長は、区域自治を実行する民族の公民がこれを務める。
- ④ 自治機関は憲法に定める地方国家機関の職権を行使するとともに、憲法、民族区域自治法及びその他の法律の定める権限に従って、自治権を行使する。
- ⑤ 自治機関の自治権には、自治条例及び単行条例を制定する権限、地域財政を自主的に管理する権限、知己的な経済建設事業を辞率的に実施し、管理する権限、その他の教育、科学技術文化、衛生及び体育事業を自主的に管理する権限、地域の公安部隊を組織する権限、当地で通用する民族言語文字を使用する権限などの内容がある。
- ⑥ 国家は、財政、物資及び技術などの各側面から、各少数民族に援助を与えて、その経済

建設及び文化建設の事業を速やかに発展させる。

また、民族区域自治地方の条件を満たさないが少数民族が集住しているような郷については、民族郷を設立することができる。これも、民族区域自治地方ほどではないが、特殊性が認められている。

では、以下において自治権を 6 つに分けてそれぞれもう少し具体的に説明する。

・自治立法権

民族区域自治地方の人民代表大会は、その地域の文化や経済の実情に合わせて条例を制定することができる。また、国家機関の命令を地域の実情に合わせて変更した形で執行したり、その執行を停止させるといった権限も有する。これらの権限は、あくまでも中華人民共和国の憲法の範囲内で行われる。

・財政自治権

国の財政制度に基づいて、自治地方に属するとされた税収は全て自治機関が自主的に使用することができる。そして、財政が赤字となった場合については国から補助を受け取ることができ、逆に収入が支出を上回った場合は、一定額を国に納めることとされている。また、地方財政収入に属する租税の中で、国家で統一的に審議する必要のあるものを除いては、税を減免することもできる。

・経済管理自治権

民族区域自治地方の自治機関は、国家の統制の元で当該地方、当該民族の経済建設事業を自主的に管理し、発展させることができる。手段としては、経済建設の方針や計画を策定し、経済管理体制を改革するなどが挙げられる。また、当該地域内の森林資源を所有し、その他の自然資源も優先的に開発することができる。また、当該地方に属している企業を管理し、港を開いての対外貿易や、国境を跨いだ辺境貿易を行うこともできる。

・文化教育管理自治権

民族区域自治機関には当該地方の教育、科学、文化、衛生、体育事業を自主的に管理し、民族の文化遺産を保護、整理し、民族文化を発展、繁栄させる権利がある。自治機関は、学校の設置から運営、教育計画まで自主的に決定し、少数民族を主とする学校を建てて中国語と共に独自の言語や文字を教えることができる。また、民族に独特な文学や芸術、遺産を保護することができる。そして少数民族内に科学技術知識を普及させ、民族の衛生条件を改善し、肉体を増強させるといった事に関する自治権を有している。

・自民族の言語文字を使用する自治権

民族区域自治地方の自治機関は職務執行にあたって、民族区域自治地方の自治条例の規

定に基づき、当該地方で通用している 1 種類または数種類の言語文字を使用することができる。また、当該地方で通用している数種類の言語文字を使用して職務を執行する場合には、区域自治を実施している民族の言語も位を主とすることができる。また、各民族がそれぞれの言語文字を用いて訴訟を行う権利などの各種権利の保障がなされるべきであるとしており、全国人民代表大会などの場では必ず通訳を準備するなどとしている。そして、各民族が互いの言語文字を学ぶことを推奨している。

・治安管理自治権

民族区域自治地方の自治機関は国家の軍事制度と民族区域自治地方の実践需要に基づき、国务院の批准を経て、民族区域自治地方の治安を維持する公安部隊を組織することができる。この公安部隊というのは、国家武装力量の一部分をなすことになるため、国家や各級の政府が持っている人民警察組織の公安機関とはことなるものである。法的な位置づけとしてはむしろ中国人民武装警察部隊の系列に属している。というのも、この公安部隊は正規の軍隊ではないため、戦争準備の性質を持たないからである。また、当該の自治地方外での活動の権限は与えられない。

自治権の内容は大まかに言って上記の通りであるが、それらを実行して行くにあたっては各自治地域ごとの条例が必要になってくる。また、国から出された命令であっても、一部の民族にはふさわしくない内容の場合があり、その場合の対応も必要である。それら自治機関による柔軟な対応を可能にするのが、自治条例、単行条例、変通規定だ。以下でそれぞれについて述べる。

・自治条例

自治条例は、民族区域自治地方の人民代表大会が憲法と民族区域自治法に基づき、自治地方の実情に照らして制定し、法定機関で承認されたものである。この役割は、民族区域自治地方の民族関係及び民族区域自治地方と上級機関の関係を調整する総合的な自治法規としてのものだ。内容は政治、経済、文化などのあらゆる方面に及ぶ。

・単行条例

単行条例は、民族区域自治地方の人民代表大会か、人民代表大会常務委員会が、憲法と民族区域自治法、その他の民法や相続法といった各法律に基づき、当該地方の民族の実情に照らして制定し、法定機関の承認を得たものである。この役割は、自治地方の特定の分野の民族関係及び自治地方と上級機関の関係を部分的に長征する単行自治法規としてのものである。要するに、単行条例は、国家の法律をより弾力化し、補足したものであるということだ。

- ・変通規定

自治機関は、上級国家機関の決議、決定、命令または指示に対して、民族区域自治地方の実情に適合していないと判断した場合には、上級国家機関に報告し、承認を得ることで、実情に合った形での執行を行うか、執行そのものを停止することができる。これは、自治機関が特殊な政策と融通の利く措置をとって自治地域の経済や文化を発展させるための立法措置だ。この根拠は、憲法と民族区域自治法、その他の各法律である。

3-5 少数民族問題の現況

さて、ではここからは、上述の3民族それぞれに関し、実際に起きている問題の事例を見るという形で現況を把握していく。

事例① 新疆ウイグル自治区における文化の消失

新疆ウイグル自治区に於いては、現在多くのウイグル族の文化が消滅、形骸化しつつあると言われている。今回はその中でも特に代表的な例として言語を挙げよう。ウイグル族の人々にとって、ウイグル語は重要な位置を占めており、ウイグル族の特徴として最も重要なものにウイグル語を挙げるウイグル族は80%~100%にのぼる。このアンケートが実施されたのは、カシュガルのように人口の9割がウイグル族であり、中国語話者が非常に少ない地域から、ウルムチのようにウイグル族の割合が1割に満たず、ウイグル族の中国語話者が非常に多い地域にかけて行われており、ウイグル族全体としての強い意識があることが窺える。

しかし、実際には話者は若者を中心に減少傾向にある。地域ごとに例を見てみよう。カシュガルのように、ウイグル族の割合が多い地域では、中国語の話者は半分にも満たず、日常会話がようやくできる程度である。反対にウイグル語の話者は非常に多い。歴史的にシルクロード周辺の共通語の地位を占め、中央アジアのイスラーム世界に大きな影響力を持ったウイグル語は、ウイグル族以外のイスラム教を信仰する少数民族によっても話されており、このような地域ではほぼ全ての人がウイグル語を話すことができる。人口の数%しか占めない漢族もまた同じであり、日常生活を送る利便性からウイグル語を習得しようとする者が多い。逆に、ウルムチのように漢族の人口が9割にせまる地域に於いては、全てのウイグル族が中国語話者であるようだ。市によってはウイグル語学校がないところも珍しいことではなく、日常的にウイグル語に触れることがないからだと思われる。そのような環境で育った若者世代は、すでにウイグル語を話せない者が増えている。特にウイグル語を読み書きできない者はすでに珍しくないという。

これらウイグル語を巡る現状については、少数民族独自の言語の話者数に関する公的な統計は存在せず、現地に赴いた研究者による取材とアンケート調査に頼るより他ないがために、具体的な数値に基づいた説明を行うことができないのは甚だ残念なことである。しか

し、これらの限られながらも現地で収集された情報や、新疆ウイグル自治区と状況が似ている内蒙古自治区におけるモンゴル語話者減少に関する研究結果から、ウイグル語話者減少の大勢は確実なものと考えて良いように思われる。

事例② 満州族文化の消失

満州族は、清帝国の統治時代を通じて中国各地に分散したが故に、少数民族の中でも特に文化の消失が進んでいる民族である。満州族の人口は 1000 万人を超え、人数だけを見れば自治区を持ってもおかしくはないが、分散して暮らしているために自治県を 8 つと、郷や鎮を各地に持っている。そのような状態であるので、満州族の多くは日常的に満州語以外の言語に触れることが多く、また、それらの言語を習得しないことには生活に支障が出るため、独自の言語を守り通すことが他の少数民族と比べて困難であったのだ。また、清帝国滅亡後の排斥から 1980 年代までの間、満州族に自治が認められてこなかったことも言語の衰退の原因としてあげることができよう。

現在、最後の満州族の村と言われている黒竜江省チチハル市富裕県三家子村でも、18 人しか上手に満州語を話すことができず、しかも 18 人全員が 70 歳以上の高齢者だ。この村では、1961 年の時点では 85% の住人が満州語の話者であったが、1986 年には 50% となり、2002 年には 18% と、月日を経るごとに満州語の話者が減少していることがわかる。満州語は中国社会科学院が発表している絶滅が危惧されている言語の 1 つであり、その話者は中国全体でも 100 人に満たないと推定されている。

このような傾向を見ていると、満州族の人口も急激に減少しているように思われるが、実際の所満州族の人口は増えている。近年となっては漢族と満州族の生活ぶりには大差なく、ほぼ同化しきっているようなものであるが、少数民族の保護政策の一環である、大学進学の際の補助といった特典を得るためにあえて満州族となる者が多いのである。もちろん彼らに本当の意味で満州族である自覚はあまりなく、満州語を継承しようという意志もないことから、満州語を学ぶ者は中々いない。また、事例②で述べたように、中国の双語教育政策には少数民族の言語を保護するという具体的な規定がないため、望む者が少なれば満州語の学校も少なくなり、教材や教師の確保もできなくなる。そのため、望む者がいても満州語教育を受ける機会を得ることができず、結局は先細りになっていつかは消滅を免れなくなってしまうのだ。

このような現状に対し、三家子村を中心として満州語の復興運動が近年になって行われ始めたが、状況の打開には到底到らない。大部分の研究者も、満州語の消滅は時間の問題であるということと一致している。

事例③ チベットにおける宗教弾圧

チベットの宗教と言えばダライラマ 14 世の問題が一番に想起されるのではなかろうか。

ダライラマ 14 世は亡命してインドに渡って以降、チベットに帰ることができずにいる。中国政府はダライラマ 14 世の帰国を許さないばかりか、チベット仏教上最も重要な地位であるダライラマたる彼の肖像を掲げることすら許していないのである。とは言え重大性がわかりづらいであろうから、それを理解するにあたってはチベット仏教自体を少し解説する必要がある。

チベットの仏教神話によれば、阿弥陀如来が息子である観音菩薩に対して、現在のチベットの地を治めるよう命じたということが記されている。そして、観音菩薩は人の姿を借り、化身となって国を統治するのである。その化身こそが法王ダライラマなのだ。ダライラマは人である以上遷化するが、しかしそれは観音菩薩の死を意味するものではなく、観音菩薩は転生して再び地上に化身として現れる。そのため、ダライラマが遷化するとすぐさま次代の化身が占いによって搜索される。

そして、化身の法王は実はダライラマ 1 人ではなく 3 人いる。1 人は阿弥陀如来の化身であるパンチェンラマだ。このパンチェンラマは現在 11 世であるが、現在のパンチェンラマ 11 世は正規の方法によって選出された者ではない。正規の方法に則ってダライラマ 14 世がインドから発表したパンチェンラマ 11 世は、発表の三日後に家族ごと失踪しており、現在のパンチェンラマ 11 世は中国政府の発表による者である。また、カルマパというこれまた亡命中の化身の法王もいる。しかしあくまで最上位は直接チベットの統治を任されている観音菩薩たるダライラマであり、阿弥陀如来であるパンチェンラマはダライラマを後見する地位にあるに過ぎないし、カルマパも一宗派の法王に過ぎない。

要するに、仏教神話の裏付けの元で長らくチベットに君臨していた政治上宗教上の王を中国政府は国外に追放しているばかりか、信仰することも許していないという状態にあるわけである。これは宗教的弾圧のみならず、政治的弾圧としての要素も多分に含み得ることだ。

現在チベットで信仰が許されているのはパンチェンラマ 11 世のみというわけであるが、しかし彼はでっち上げと捉えられているために信仰を集めているとは言い難く、チベットの寺院ではどの法王の肖像も飾らないことだからうじて抵抗を示しているようだ。

事例④ 新疆ウイグル自治区とチベット自治区における騒動

度々発生する中国の少数民族による騒動は、耳にしたことのある者も多いだろう。代表的なもので言えば、ラサ暴動やウルムチ暴動、新疆ウイグル自治州によるイスラム過激派によるテロやチベット仏教僧の焼身自殺などが挙げられるのではないだろうか。

ラサ暴動とは、2008 年に北京オリンピックに合わせて行われたデモ隊が暴徒化したものであり、警官隊との衝突や、暴徒によるリンチで多数の死傷者が出た。中国政府は死者数を 22 名と発表し、チベット族側は 140 名と発表している。暴動の主な参加者は半失業状態にある若者と、一部の寺院の僧侶が主であったとみられており、急進派組織であるチベット青年会議が主導し、それに寺院が呼応したものと思われる。

ウルムチ暴動は 2009 年 7 月 5 日に発生したもので、当初はウイグル族の学生たちによる平和的なデモ行進であった。しかし解散指示が出されると一部のデモ隊はそれを無視して次第に暴徒化し、若い労働者を多く味方に引き込んで行動を激化させていった。各地で警官隊との衝突が発生し、ウルムチが正常化されるまで 3 日を要した。7 日に行われたウイグル族に反発する漢族によるデモとその暴徒化も事件を激化させる要因になった。180 名ほどの死者と 1000 人を越える負傷者を出し、数百台の車両と 14 の建物が破壊され、1997 年に発生したグルジャ事件に匹敵するほどの大事件となった。

2014 年にはウルムチでウイグル族のイスラム過激派によると思われるテロが発生し、50 人ほどの死傷者を出した。この死傷者には漢族もウイグル族も含まれているのであり、無差別の爆破テロであった。この他にも天安門広場などでウイグル族によるものと思われるテロは発生しており、9.11 やイスラム国の出現も合わさって、中国によるイスラム教への姿勢は硬化している。

チベット仏教僧による焼身自殺は度々日本でも報じられているところであり、これまでに 50 名ほどが交番の前や町中の広場などでガソリンをかぶって焼身自殺しているという。最近発生したのは 2016 年の 12 月であり、今なお死者は出続けている。本来仏教僧は自殺を禁じられているはずであるが、仏教僧たちはデモをしても拷問で殺されるのだからと自殺による抗議を選んでいるとガンデンポタンは発表している。

これらの騒動を起こすのはたいていの場合チベット族とウイグル族だ。両者は独立国を建国した経験があり、独立志向が特に強い少数民族である。また、漢族との大規模な戦争や虐殺合戦を繰り返した民族でもあり、それぞれに漢族との間には大きな遺恨があるのも確かである。そしてまた、現在であってもなおこのような行動を繰り返すということは、中国政府に相応の責があると考えべきだ。

事例⑤ 生産建設兵団

生産建設兵団は、文化の消失と直接の関わりはないが、特別な事例と言うことで記載する。と言うのも、1950 年代や文化大革命の時代のような例外はあるにせよ、中国政府もあからさまな民族弾圧に取り組むことは基本的にはあまりなかった。しかしこの生産建設兵団のしていることは、中国政府の悪意と捉えられ、批判されてもおかしくはないことである。

そもそも生産建設兵団というのは、国境地帯の緊張が高かった 50 年代に組織され、その後一旦解散されたものが 79 年に新疆ウイグル自治区の政情不安のため再設置された。土地の開墾の他、資源の開発や工業も手がけており、生産建設兵団の支配領域内には数多くの研究所や工場が建設されている。兵団人口は 260 万人を数え、その内の 90%は漢族であるが、この数字は新疆ウイグル自治区人口には数えられていない。また、新疆ウイグル自治区の 5%にのぼる土地を支配しており、1990 年からほぼ倍になる勢いでその領域を拡大している。生産建設兵団は自治区や省と同格として扱われているため、新疆ウイグル自治区ではなく、中国政府の指示の元で行政を行う。要するに、生産建設兵団の支配している 130 万へ

クターの土地は、名義上新疆ウイグル自治区として扱われてはいるが、実質的には全く異なるのだ。

新疆ウイグル自治区の指示を受けずに新疆ウイグル自治区内の広大な土地を有しているわけであるから、当然領域内の鉱物資源等の開発も行っている。重要なのは、この開発が企業ではなく、漢族が主体の行政組織と兵隊によって行われているということだ。中国では憲法や民族区域自治法によって、少数民族が自らの領域にある資源を開発し利用する権利があると明記されている。これは中国政府の兵隊の専横と指弾されても仕方ない。生産建設兵団は今なお拡大傾向にあり、中国政府としても生産建設兵団の発展が重要との見解を示している以上、これを元にした対立が深まるのは避けられないことであろう。

3-6 重要性の確認

ここまでで、民族、文化という文言の定義を行い、それぞれの重要性について解説した。その後、中国の少数民族を取り巻く状況や歴史などについて概観してきた。なので、大体の少数民族を取り巻く現状や問題についてはおおよそ理解されたことと思う。ここでは、それらの現状や問題の背景を探る前に、この中国の少数民族問題が及ぼし得る影響から、この重要性について、民族や文化に関するものとは違う目線から確認していきたい。

特にそれを行うにあたって強調しておきたいのは、先に述べた歴史だ。ウイグル族やチベット族の歴史を見ていておわかり頂けたであろうが、かつて彼らと中国は、血で血を洗うような虐殺合戦を繰り広げ、数十年の間に数多の武力衝突を経験した。それに中国が勝利したという形で現在の形に収まってはいるが、しかし当時の怨恨や前項であげている宗教上の問題、生産建設兵団による自治地域への進出など、彼らの間にはいまだに対立の種が存在する。そのような状況の下で再び当時の戦闘の発端となったような出来事、例えば宗教上のちょっとした侮辱であったり、外的な扇動、漠然とした不満の暴発が発生した場合、かつてのような状況に逆戻りをしないとはいえ切ることができないのである。実際の所、2008年や2009年にはラサやウルムチで大規模な暴動が発生し、各民族合わせて数百人規模の死傷者を出している。これらの暴動の影響は確かに長続きせず、数日の内には沈静化したが、これは国際世論を味方に付けることができなかったからである。その原因は、国際的に歓迎ムードの元で行われた中国政府に対するデモが短時間のうちに暴徒化してしまったという、少数民族側の失態に求められるとの分析が大勢を占めている。彼らがもう少し上手くやっていたならば、暴動自体のさらなる大規模化、長期化があり得たということが言われているのである。このように、中国の少数民族問題は、流血を伴った衝突が発生する危険性を常に孕んでいると考えるべきである。

また、この少数民族問題が発生しているのが中国であるというのも1つ大きなことだ。中国と言えば、最早言わずと知れた大国であり、それもまだまだ発展余地を残している。成長のピークは過ぎたとは言え、国際的な影響力は未だに増している最中であり、これからさらに世界に打って出ることになる国であろう。しかし既に大国、先進国と呼ばれる欧米諸国

や日本といった国々とは異なり、中国は今に到ってもなお先から述べ立てている通りの少数民族問題を抱えており、それに対する中国政府の姿勢としても他の先進諸国とは大きく異なる。中国政府は他の先進諸国に比べて、この問題を軽視しているのである。中国がそのような価値観を固持したままの状態では国際社会における存在感を増し、他国に対する積極的な介入に出るような立場になったとすれば、それは単純に危険な事であるし、先進諸国間との足並みを乱すであろう。

中国の少数民族問題は、このような影響を中国国内や国際社会に対して与えるものがあり、このような目線に立ってみても、非常に重要性が高いことなのではないかと言うことができるのである。

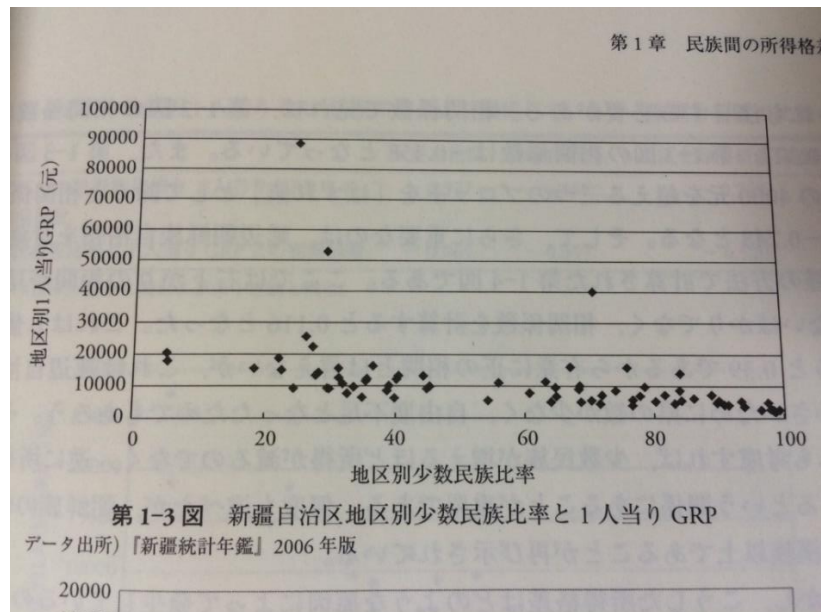
4. 背景

さて、前項では実際に中国で起きている民族問題の事例を紹介した。これらのような文化の消失や宗教弾圧、暴動は発生するにあたってはどのような背景があるのだろうか。以下で詳しく述べていこう。

4-1 貧困と文化

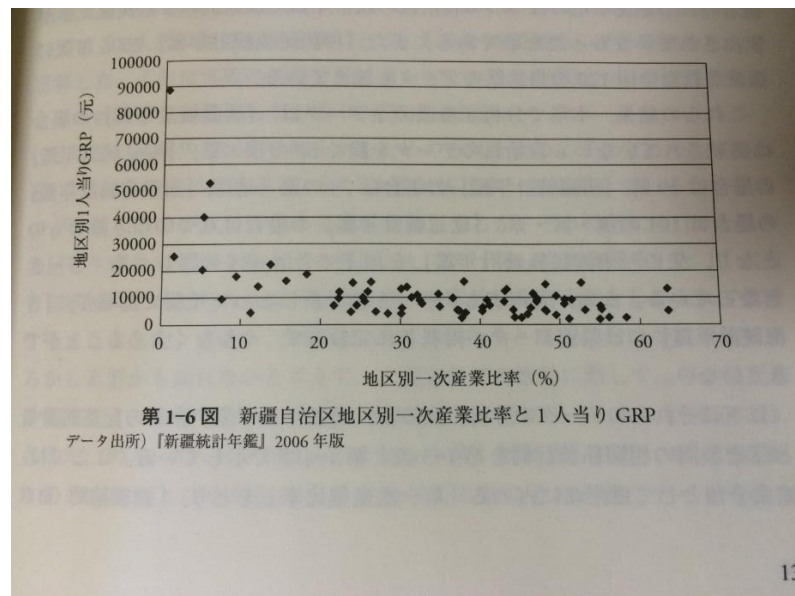
少数民族の文化を語るにあたって、貧困に触れないわけにはいかない。何故ならば、少数民族の生活様式としての文化こそが彼らが貧困から抜け出すことを難しくしている一因であり、また、貧困が文化を守るにあたっての大きな障壁となってしまうからである。下で詳しくは述べるが、少数民族、中でも貧困をよく言われるウイグル族やチベット族は、他民族の流入があまり進んでいない農村地帯で農業に従事する人が多い。しかし、農業の収入は悪く、生活を楽しみたければ都市に出るしかないのだ。しかし都市は漢族などの他民族が多く、中国語ができなければ生活もままならない。そのようなところに出て行くということは、自身、そして子どもの独自言語の能力を衰えさせ、彼らの生活様式を激変させうる。要するに、貧困から脱却することと、自民族の文化を蜂起することは紙一重なのである。そして反対に、自民族の文化を固持したいと願うならば、それは貧困からの脱却を半ば諦めることでもあるのである。

では以下で詳しく述べていこう。まずは下の図を見ていただきたい。新疆ウイグル自治区における、地区別の少数民族比率と1人あたりのGRPの図だ。



「図5 新疆自治区地区別少数民族比率と1人当り GRP」(中国の少数民族問題と経済格差より)

この図から、少数民族の人数の多い地域であればあるほど、1人あたりの GRP が少ないということがわかる。少数民族比率と1人あたりの GRP の相関係数は -0.458 であり、外れ値になっている3地区のデータを除いたものに関して言えば、その値は -0.748 となり、民族間格差が非常に大きな影響を及ぼしているということがわかる。



「図6 新疆自治区地区別一次産業比率と1人当り GRP」(中国の少数民族問題と経済格差より)

上記の図は、新疆ウイグル自治区の地区別第一次産業比率と地区別1人あたり GRP の図

である。こちらにおける相関係数は、先ほどの 3 地区を除外すると -0.520 である。このことから、新疆ウイグル自治区に於いては、従事している産業による格差より、民族間、特に漢族とその他ウイグル族を主とした各少数民族間の格差の方がより大きな意味を持っているということがわかる。

参考として、新疆の少数民族集住地域と、内地漢族集住地域における貧困発生率などのグラフを記載しておく。乳児死亡率や 0 歳児の平均余命などは、貧困発生率と整合性のとれたデータであり、ウイグル族らがいかに劣悪な環境下で生活しているかがわかるであろう。また、農村人口比率や農業人口比率に比べて、耕地面積比率に民族間で非常に大きな差があるということは、特筆すべき事項である。

	新疆ウイグル自治区 少数民族集住地域	内地漢族集住地域	全国平均
貧困発生率	17.6%	7.3%	11.3%
乳児死亡率	50.31%	12.68%	17.87%
0 歳児の平均余命	59.64%	69.83%	69.80%
耕地面積比率	1.94%	25.83%	9.89%
農村人口比率	51.1%	71.7%	73.2%
農業人口比率	57.5%	45.9%	50.1%
1 人あたり GDP 指数	89.6	111.6	100.0
1 人あたり消費水準	71.9	110.4	100.0
農村住民 1 人あたり収入	79.4	108.7	100.0

「図 7 新疆少数民族地区の他地域との比較」（中国の少数民族問題と経済格差より）

次にチベットを見てみよう。中国には、貧困県と呼ばれる県が数多くある。これは、国や省、自治区によって認定されるものであり、貧困県に認定された県は貧困を解決するための補助を受けることができる。その多くは少数民族の居住地域とかぶっているのだが、チベットの場合はチベット自治区全体が特殊貧困地域と呼ばれている。チベットは険しい地形と気候である上に漢族が他の少数民族の領域ほど流入してきておらず産業が未発達であるため、自治区が全体的に貧しい状況に置かれているのである。また、漢族との政治的な対立が激しい地域であることも、理由に挙げられているようである。

第1-3表 記述統計量

	観測値	平均	標準偏差	最小値	最大値
1人当り地区総生産額(元)	372	11805.93	11310.95	1620	62518
少数民族比率(%)	383	57.38	33.44	0	100
第一次産業比率(%)	351	44	23.33	0	100
1人当り国家補助(元)	309	1215	1263.5	-2220.3	10357.1

データ出所) 本文中に記載

第1-4表 諸変数間の相関係数

	1人当り 地区総生産額	少数民族比率	第一次 産業比率	1人当り 国家補助対数値
1人当り地区総生産額	1			
少数民族比率	-0.39	1		
第一次産業比率	-0.662	0.418	1	
1人当り国家補助対数値	0.209	-0.005	-0.218	1

データ出所) 本文中に記載

「図8 記述統計量と初変数間の相関係数」(中国の少数民族問題と経済格差より)

第1-5表 少数民族比率のわかる全中国の県データの分析結果

推定方法		普通最小二乗法							
推定式	1	2	3	4	5	6	7	8	
被説明変数	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	1人当りの 地区総 生産額対数値	民族比率 (%)
説明変数									
定数項	9.97***	10.16***	10.21***	10.33***	10.17***	9.93***	9.39***	21.91***	
少数民族比率	-0.06***	-0.06***	-0.07***	-0.07***	-0.015***	-0.001***			
第一次産業比率	-2.05***	-1.96***	-2.03***	-1.89***					
1人当り国家補助対数値			0.14***	0.18***	0.20***	0.25***			
チベット族ダミー	-0.21		-0.37		-0.78		-0.96***	73.53***	
朝鮮族ダミー	-0.17		-0.25		-0.17		-0.25	28.29***	
回族ダミー	-0.15		-0.18		-0.64		-0.85***	34.11***	
モンゴル族ダミー	0.58		0.46		0.35		0.09	45.40***	
ウイグル族ダミー	0.69		0.65		-0.10		-0.76***	66.23***	
他の少数民族ダミー	0.04		0.03		-0.41		-0.88***	50.16***	
Adjusted R ²	0.63	0.58	0.38	0.62	0.34	0.34	0.27	0.81	
データ数	350	350	276	276	297	297	372	382	

データ出所) 本文中に記載

注) ***は棄却域1%水準, **は棄却域5%水準, *は棄却域10%水準で有意であることを示す。

「図9 少数民族比率のわかる全中国の県データ分析結果」(中国の少数民族問題と経済格差より)

上記の図は中国の383県のデータを元にして作成されたものだ。これによれば、県内の少数民族比率が高ければ高いほどに、1人あたり地区総生産が低いことがわかった。しかしながら図9によれば、民族比率は1人あたり地区総生産に関係があっても、いずれの民族であるかということにあまり関係はなく、統計上有意な差は見られなかった。とは言え、チベット自治区においては、今回挙げられている他民族の自治地域よりも漢族の流入が進ん

でおらず、チベット族の比率が高いのである。チベット族自治州におけるチベット族の平均民族比率は 95.44%であり、ウイグル族の 88.14%や、モンゴル族の 67.31%を大きく上回っている。民族比率の差によって、チベット族の 1 人あたり地区総生産の値は最も低くなっているのだ。

第 1-1 表 主要民族別の産業別人口比率および都市・農村人口比率 (2000 年)

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	都市人口	鎮の人口	農村人口
漢族	62.99	17.70	19.31	25%	14%	62%
蒙古族	71.13	7.78	21.08	16%	17%	67%
回族	59.60	14.29	26.12	31%	14%	55%
チベット族	86.41	2.66	10.93	4%	9%	87%
ウイグル族	80.44	5.18	14.38	10%	9%	81%
朝鮮族	47.18	17.13	35.69	46%	16%	38%

出所) 2000 年中国人口センサス

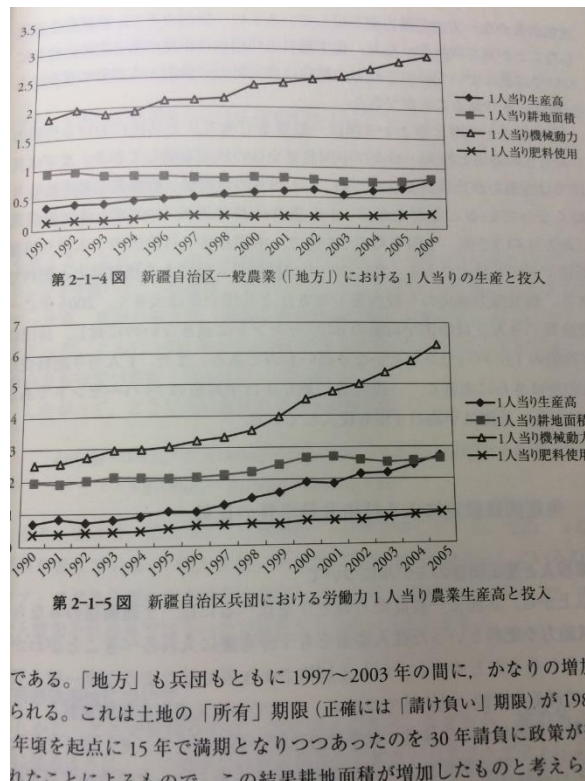
れた全数調査がなされているものの、その集計には「従業上の地位」分類がない。これが日本の国勢調査との違いとなっている。このために資本家／労働者等の分類はできない。

ただ、この「人口センサス」には産業分類や都市／農村人口の分類があるので、その分析によって状況の大局は知ることができる。そのために 20 年の人口センサスを使って主要民族の第一、二、三次産業比率と都市／農村人口比率を整理したのが次の第 1-1 表である。

「図 10 主要民族別の産業別人口比率及び都市・農村人口比率」(中国の少数民族問題と経済格差より)

さて、新疆ウイグル自治区とチベット自治区の窮状は以上の通りである。ではその貧しさの原因は何かと言えば、先ほども述べたとおり農業だ。上の図を見ていただきたい。チベット族とウイグル族の項目を見ると、第一次産業の比率が特に多いということがわかるだろう。チベット族もウイグル族も、特に貧困を言われる両民族は、第一次産業に頼る割合が非常に大きいのだ。従って第一次産業、その主たる農業による収入の低さは、両民族の貧困に大きな影響を与えている。

特に両民族の農業は、漢族の農業に比して生産量に劣るからなおさらである。チベット族もウイグル族も、別段伝統的な農業の方法を持ち、それを守っているわけではないため、単純に技術や効率の問題で、実際に新疆ウイグル自治区のウイグル人による農業と漢族の農業では、1 人あたりの面積や機械動力、肥料使用量において漢族が勝っており、漢族農業の方が生産量でも上回っている。下に、新疆ウイグル自治区におけるウイグル族と漢族の 1 人あたり生産高などの推移を載せる。なお、「地方」とは、自治区によって管轄されている地域のことで、そこでの農業従事者は多くがウイグル族であるため、ウイグル族のデータに近いものとして扱う。「兵団」とは、「生産建設兵団」のことだ。構成員の 9 割は漢族であり、その中で農業を行っているため、これを漢族農業に近いものとして扱う。



「図 11 地方と兵团における 1 人当りの農業生産高と投入」（中国の少数民族問題と経済格差より）

さて、農業の収入が少ないならば少数民族農業の生産性を向上させればよいではないというのは至極当然の帰結であるのだが、実際の所、少数民族の生産性は向上し続けているのだ。ウイグル族の例を出すと、確かに生産量は年々向上している。これは効率性の上昇に伴うもので、ウイグル族農業の効率性改善は、兵团のそれを上回る速さで行われている。しかし貧困問題がこのまま改善されるかと言えばそれは難しいと思われる。

それは何故かというと、有り体に言って農業は所得効果が低いのである。もちろん、大規模である程度の収入のある農家であれば、資金を借り入れて機械等を導入し、さらに収入を増やすという形で十分農業を続けていられる。しかし、ほとんどの農家は小規模であり、トラクターも導入できずに馬やロバを使っている農家も珍しくはない。そのような農家にとっては、資金の借入れからして難しいのだ。

では、上記のような方法以外で農家が収入を増やすにはどのようにすればよいのかということであるが、最も効果的な方法は農業以外の兼業をして稼ぐことか、きっぱり農業をやめて別の職に就いてしまうかである。収入を増やすために土地を増やす、労働力を増やす、牧畜をする、教育水準を上げるといった努力は見られるが、いずれもあまり有意なことではないようだ。それを示した図が以下のものである。

第2-2-6表 農家の現金収入(元)に関する回帰分析		第2-2-7表 農家の現金収入対数値に関する回帰分析 推定方法：加重つき二段階最小二乗法	
定数項	1762.98 (0.37)	定数項	-0.14 (-0.02)
家庭内労働者数対数値	518.57** (2.44)	家庭内労働者数対数値	1.11*** (4.79)
耕地面積対数値	96.19 (0.44)	耕地面積対数値	0.12 (0.69)
家庭内非労働者数対数値	288.78* (2.02)	家庭内非労働者数対数値	0.43*** (4.56)
農業内兼業ダミー	174.46 (0.42)	農業内兼業ダミー	-0.07 (-0.19)
農業外兼業ダミー	271.12** (2.47)	農業外兼業ダミー	0.30*** (2.61)
農業生産対数値	-967.72 (0.40)	農業生産対数値	2.51 (0.93)
小卒ダミー	337.83 (1.49)	小卒ダミー	0.38*** (2.83)
中卒ダミー	292.38* (1.79)	中卒ダミー	0.60*** (3.68)
高卒ダミー	137.37 (0.81)	高卒ダミー	-0.03 (-0.15)
R ²	0.10	R ²	0.18
データ数	32	データ数	32

注1) 被説明変数は現金収入である。
2) () 内はt値であり、***は棄却確率1%水準、**は棄却確率5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

注1) 被説明変数は現金収入対数値である。
2) () 内はt値であり、***は棄却確率1%水準、**は棄却確率5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

「図12 農家の現金収入に関する回帰分析」(中国の少数民族問題と経済格差より)

土地の大小であるが、これはもちろんのこと生産量の増加に直接結びつくことだ。開墾のなされていない土地がまだ多い新疆ウイグル自治区では、開墾さえできれば生産量を上げることはそうそう難しいことではあるまい。しかしながら、農業の生産量自体があまり収入に影響を及ぼしていないことが示されてしまっている以上、大きな意味はないと言わざるを得ない。

労働力についてだが、農業に従事する労働者を増やしたところでそれは収入に大きな影響を及ぼさない。と言うのも、図は省くが農業に従事する労働者を増やしたところで生産量自体は増加しないという結果が出てしまっているからである。むしろそこに割く労働力を農業外兼業に回してしまった方が収入にはよほど大きな影響を及ぼしている。そしてそもそも労働力は飽和状態にあるので現状労働力だけ増やしても家計のお荷物になるだけである。

続いて牧畜、つまりは農業内兼業であるが、これはもっともよく見られる手法である。しかしながらこれ自体もあまり収入に大きな影響は与えない。どちらかという、育てた家畜を売りさばくより、家庭内で消費してしまった方が家計にとってまだましな影響を与えるようだ。

そして最後に教育であるが、中学校までの学歴が収入に影響を及ぼすことは確認された。しかし、貧困の度合いが特にひどい類いの農家となると、中学校を卒業させるまでのコストの方が利益を上回ってしまうので、一概に言うことはできないだろう。

さて、ここまでで農業の所得効果が低く、貧困から脱するには兼業か転職が最も現実的な手段であることを述べた。転職となると、都市部に出稼ぎに出たり、企業に入ったりということになる。しかし少数民族経営の企業は、自治区域内であっても7%がいいところであり、場所によっては2%にもならない。要するにほとんどが漢族によって経営されているのだ。そうでなくとも取引を行う上で中国語を話すことができないのは不便なことであり、中国語が話せないことには雇われるのは難しい。それに、都市部に出ればそれだけ漢族などの他民族も多くなる。新疆ウイグル自治区のウルムチなどは漢族が9割を占めるほどだ。そうなってくると日常生活でも中国語を使わざるを得ず、生活様式も農村とは違うものに変化しよう。となるとこの項の冒頭で述べたとおり、貧困から脱却することと、自民族の文化を蜂起することは紙一重であり、自民族の文化を固持したいと願うならば、それは貧困からの脱却を半ば諦めることでもあるということなのだ。

4-2 制度

続いて制度について述べていこう。前項で述べた貧困と文化の関係については、主に文化の消失に関わることであったが、こちらはそれに加えて宗教弾圧や兵団による自治区の浸食にも関わる。

さて、ここで言う制度というのは、少数民族の区域自治に関する制度や、自治区に関する税制、国家の教育制度といったもののことである。そしてここで重要なのは、それらの制度を定めて運用しているのが共産主義を掲げる中国という国家であるということだ。そもそも民族自決や民族自治といった言葉は、マルクス主義者によって生み出された。しかしマルクス主義や、そこに源流を持つ社会主義・共産主義は、民衆に国際市民たることを求め、その中に人種民族による差異が発生することも認めないのが基本的な姿勢であったのだ。しかしオーストリア＝ハンガリー二重帝国内の民族問題に対して彼らの論理は無力であり、当時の学者たちは答えを出すことを迫られた。そこで生まれた民族自決論には、ウィルソンの言ったような民族自決とは異なった意味合いが含まれていた。それは、時間と共に巨大な民族が少数民族を飲み込むのは当然であるから、少数民族に自決権を与えるのは彼らに力がある間のみであるというものだ。反対に民族自治論は、少数民族の消滅を見過ごさず、国家の中に組み込みつつも自治権を与えようというものであるが、ソビエト連邦や東欧の共産主義国らの中での主流は民族自決論であった。中国も例外ではなく、掲げている理念には民族自治論の考え方が取り入れられている部分はあれども、実際に敷かれている制度は民族自決論の考え方に依っている。要するに、中国で現在行われている少数民族区域自治の制度は、少数民族を保護するにあたってはどうしたって無理があると言わざるを得ないのである。まずはこのことを念頭に置きつつ、以下で述べる少数民族の自治に関わる制度について考えていただきたい。

・少数民族区域自治



「図 13 中国の行政区画」(中国の省・直轄市・自治区・特別行政区の名称より)

まずは民族区域自治制度について見てみよう。上記の図 15 と、以前見た図 1 とを見比べてみて欲しい。省と自治区単位でのみの地図ではあるから、新疆・西藏・内蒙古・広西・寧夏の 5 自治区についてしかわからないが、これだけでも少数民族の民族的領域と、政治的領域の乖離が見て取れるであろう。もちろん、先に述べたとおり自治区外にも少数民族は居住しているし、自治区内にも漢族は居住している。そしてところによっては人口が逆転しているし、自治区内に他民族の自治州や自治県を含む。とは言え自治機関としても行政機関としても属地的な足場を持たねば成立し得ないのは事実だ。であるから、これ自体を問題として提起することは適切とは思われない。しかし、中国の民族区域自治制度は、根本からしてこのような欠点を持っており、全てはこれを土台にしてできあがっているということは認識していただきたい。

・自治機関の独自立法

自治機関が自治条例や単項条例の形で独自に立法を行うことができるとは先にも述べたとおりであるが、この制度にもやはり問題はある。この条例は少数民族の文化と中国政府の法律、ないしは命令がそぐわなかったり、実情に見合わない場合に作られるものであって、やはり一種の文化を保護する仕組みと言うべきなのだが、実際に行われた例が少なすぎるのである。自治州や自治県レベルであれば実績はあるのだが、5 つの自治区では未だに成立していない。これは何も独自立法をそもそも行おうとしていないというわけではなく、自治

区の党委員会などの名義で審議して可決されたものの批准を中国政府に求めても、批准してもらえないからである。なお、中央政府は批准しない理由として、「条例草案中の中央の自治区への権利委譲に関する内容について基本的に同意していない」ということを述べている。しかしその権利委譲が為されない以上は自治権の行使に影響を与えるのは当然のこととすべきであり、自治機関の独自立法権も、不完全な状態にあると言わざるを得ない。

・自治機関の教育政策

教育政策と言えば挙げられるのは双語教育ではあるまいか。双語教育とは、少数民族それぞれの言語と中国語の双方を学校で学び、両方を習得することで民漢兼通を達成しようというものである。小学校や中学校であるならば、漢語学校と民族学校の2種類が設立されている。漢語学校では中国語で授業を行い、その上で選択科目として地元の少数民族の言語を学ぶことができ、民族学校では授業は少数民族の言語で行われ、中国語の授業もカリキュラムに組み込まれている。また、民族学校内で自民族の言語以外の文化についても継承可能のように授業が行われている。そういった形で、全ての民族が地元で使われている言語に通じるようにするというのが双語教育であった。しかし現在、小中学校の民族学校は漢族学校との統合や廃校によって減少している。特に漢族の比率が高くなっている都市部ではその傾向が強く、中学校の民族学校がない都市も出始めている。それは都市部で中国語がよく話され、少数民族の言語があまり話されなくなっているからではあるのだが、学校がなくなることによって、さらにその傾向に拍車がかかってしまっている。また、高等教育になると授業は全て中国語で行われてしまうように制度が変更されたため、中学校レベルまででしか少数民族の言語を日常的に学ぶことができない。

全ての少数民族は独自の言語文字を使用する権利を持つということは憲法に記されている通りであるのだが、そもそも少数民族の言語を保護することに関する具体的な規定が存在しないといった問題もあり、双語教育の変質に歯止めをかけることは難しいようである。先ほども述べたとおり、民族学校は言語のみならず、少数民族の持つあらゆる文化を継承するための場でもあるため、双語教育の形骸化、民族学校の消滅は、民族の文化そのものを衰退させ得る問題である。

・自治機関に関する税制

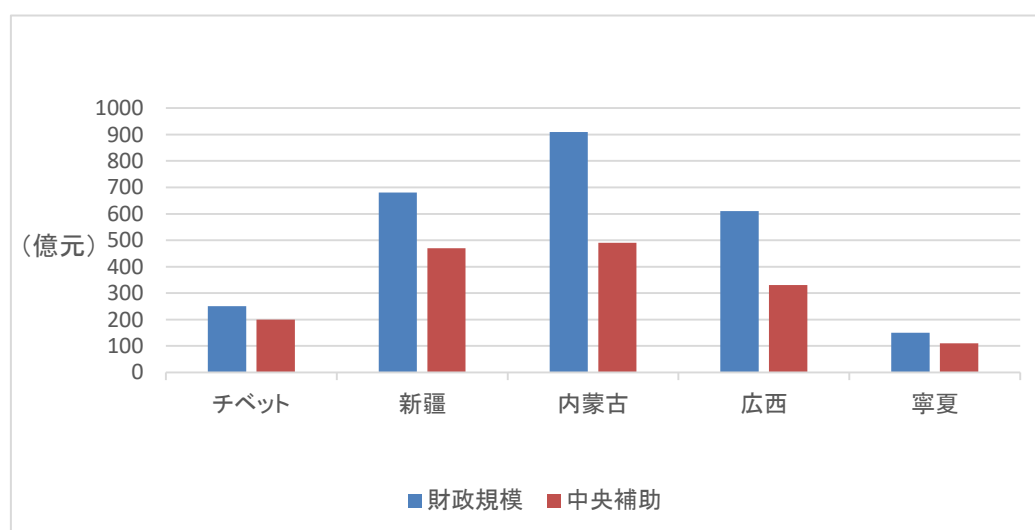
以前述べた通り、少数民族区域自治法によれば、少数民族の自治機関には広範にわたる自治権が付与されている。しかし、それだけ多くの権限を行使するには、勿論それ相応のお金が必要となってくるのである。しかし、少数民族の自治区域は往々にして貧困地域であり、あまり多くの税収を望むことはできない。また、共産主義国である以上当然のようにも思えるが、税制改革によって多くの地方税が国税となったという経緯もある。そこで地方税から国税に変更されたものは、自治機関にとって主力の財源であった法人税なども含まれており、そのため自治機関の自主財源の割合は一気に減少したのである。下記の図を見ていただ

きたい。

単位:億元 (%)

	全租税収入		中央税収入		地方税収入	
	(%)	(指数)	(%)	(指数)	(%)	(指数)
1993	4255.3 (100)		883.9 (20.8)		3371.3 (79.2)	
1994	5123.8 (100)	(100)	2831.9 (55.2)	(100)	2294.9 (44.8)	(100)
1995	6038.0 (100)	(117)	3205.2 (53.0)	(113)	2832.7 (47.0)	(123)
2000	12581.5 (100)	(245)	6892.6 (54.8)	(243)	5688.8 (45.2)	(247)
2006	34804.3 (100)	(678)	19576.0 (56.2)	(691)	15228.0 (43.8)	(663)
2008	54223.7 (100)	(1057)	30968.6 (53.3)	(1093)	23255.1 (46.7)	(1013)
2009	59521.5 (100)	(1161)	33364.1 (56.1)	(1178)	26157.4 (43.9)	(1139)

「図 14 国と地方の税収配分」(中国の大都市財政・省級財政の自立性と省級地区ミニマム、より、著者作成)



「図 15 5 自治区の財政規模と中央補助比率」(チベット問題とは何かより、著者作成)

見ての通り、自主財源の割合はかなり低いものになっていることがわかるであろう。下の図は自治区についての図だが、最も低いところでは 2 割程度となっている。このような状

況では自治機関として満足に自治権を行使することは難しく、公安部隊の設置のような事業などもってのほかである。中国の地方行政機関に対する補助金は日本と異なり全てが用途を指定されたものであり、補助金をもらってもその自治権を強化することにはつながり得ない。そして、これは中国全体の財政赤字にも関わる問題であるが、補助金をもらったところでやはり自治機関の財政状況は厳しいのだ。なので、自らの自治機関が国家級の貧困県に指定されると、その自治機関の職員らは喜び、新聞もまた朗報として地域に報道するような例でさえ見られる。これは、国家級貧困県に指定されると補助金が大幅に増額されるためだ。

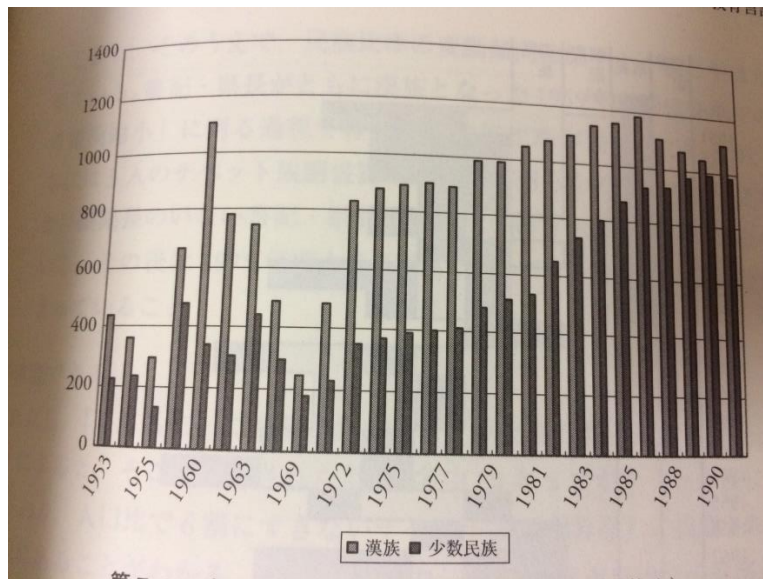
自治機関による独自立法が進まないことや、学校の統合、廃校といった先に述べてきた状況は、中国の税制と自治機関の財政状況に依るところが多い。もちろん額面上は貧しい少数民族の自治機関に補助金を与える中国政府ということにはなるのだが、実際の所それが自治機関のためになっているかと言えばそうではないだろう。自治機関の自主財源を削った税制改革は、自治機関とそこの少数民族から中国政府が実権を取り上げるために行ったと批判されているが、現実としてそうなっているものである。

・自治機関における少数民族の政治的地位

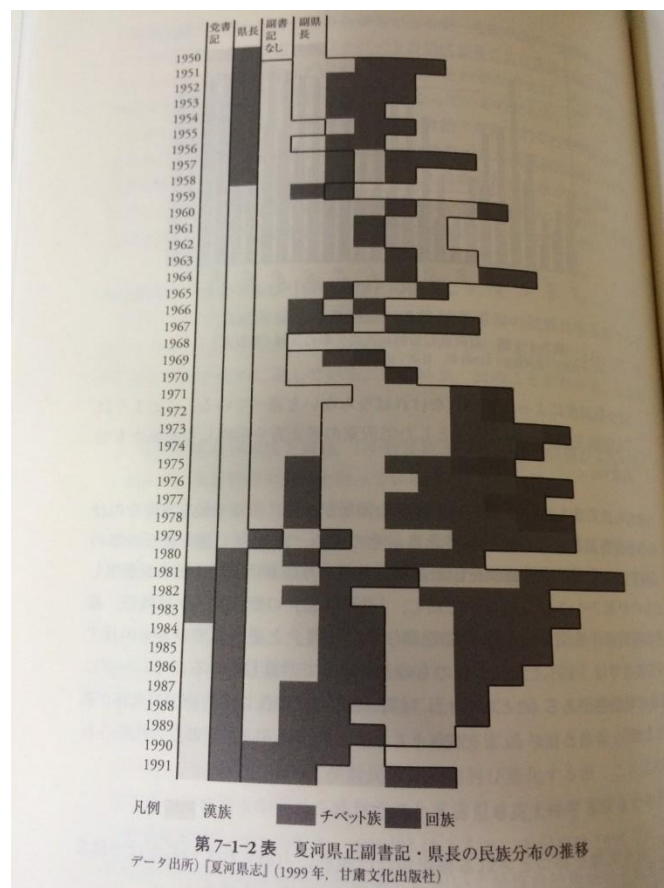
前項の税制に関するところでは、自治機関自体に実権があまりないということを述べたが、では自治機関に残された権力を行使する幹部たちの中で、少数民族はどのような立場にあるのだろうか。

少数民族は政治的な権利を中国政府によって著しく制限されているという主張は、聞いたことがあるだろう。ガンデンポタンのダライラマ 14 世や、世界ウイグル会議のラビア・カーディルなど、少数民族を代表する活動家はこの主張を繰り返している。しかしながら中国では、憲法や民族区域自治法などに少数民族の政治的権利を擁護するとの条文が見られ、実際に全国人民代表大会には全ての少数民族が代表を派遣するなどしている。また、自治政府内に於いても幹部の中で少数民族が占めるべき割合が定められており、実際そうになっているようである。しかし、それでもやはり少数民族の主張するとおりに、未だに政治的権利の抑圧や、自治政府内での称す民族劣位は発生していると思われる。

例として甘南チベット族自治州の夏河県を見てみよう。夏河県の自治政府内における指導層と呼ばれる幹部の人数は、70 年代まで漢族がチベット族の倍を占めていたが、現在ではほぼ半分ずつまで改善されている。とは言え、夏河自治州の人口の 6 割はチベット族が占めており、漢族は 2 割にしかない。他は回族などである。よって、人口比率から考えると、指導層の民族比率はまだまだ改善されるべきであると言える。参考として、90 年代までの推移を記載しておく。



「図 16 夏河県行政幹部民族比率の推移」(中国の少数民族問題と経済格差より)



「図 17 夏河県正副書記・県長の民族分布の推移」(中国の少数民族問題と経済格差より)

指導層の民族比率は上記の通りであるが、一口に指導層と言っても、重要な役職はやは

り限られてくる。自治政府内で大きな権力を持つのは、地域の共産党書記と副書記、県長と副県長の 4 つの役職である。基本的に、県長よりも共産党書記の方が権力を持つようである。大体どの自治政府にも共通して言えることであるようであるが、県長は少数民族が務めている場合が多く、共産党書記は漢族が務めている場合が多いという。共産党による独裁国家に於いて共産党書記を漢族が務め続けているのは、少数民族の政治的地位の低さを如実に示す者と言えるだろう。参考までに、1991 年までの夏河県における共産党書記、副書記、県長、副県長の民族分布の推移を図 19 として上に記載しておく。

5. 政策

さて、ここまでで、文化の消失には少数民族の貧しさが関わっていること。しかし彼らが近代化して裕福になるということは文化の消失を意味しかねないこと。そして、現状の制度は少数民族の生活、文化を守るにあたって不適当であるということがわかった。そこで私は 2 つの政策を提言しようとする。以下でそれぞれについて説明しよう。

5-1 特別行政区の設置

さて、現状の少数民族区域自治制度には様々な欠陥があることは指摘したとおりなのであるが、それ以前の問題として、結局のところ共産主義の文脈の中にある制度だと言うことが大きな壁となっているとも述べた。要するに、国際市民を目指して民族の別を否定する共産主義の文脈から抜け出さねば、そもそもことの解決はできないであろうということである。実際の所、中国にはそれを実現している地域も存在する。香港などがそれだ。しかしそれだけでは結局不十分なものも確かである。少数民族の生活は、彼ら以外の民族、特に人口でも経済力でも圧倒的な力を持っている漢族の流入があれば崩れてしまうものだ。新疆北部のウルムチといった都市部が良い例である。であるからして、彼らの生活様式としての文化を守るには、かつてのように両者の接触を限定的なものとするより他はない。それに耐える政策としては、アメリカのインディアン居留地などが挙げられよう。というわけで、ここでは香港やインディアン居留地を参考に、新たな少数民族の自治制度を考えていくこととしたい。

ところで、ここで提言する政策は文化を守るために豊になることを捨てる政策であるとも言えるかもしれない。もちろん文化を固持したい者は多く居るが、豊になりたい者も多く居るのである。この政策は、彼らに選択を迫るものに相違ない。であるから私は、人は自らの民族を捨てることができると言ったし、この政策にもその余地を与える。豊になるというならば、現在の中国政府の政策に乗っかればおそらくそれは実現されるのだ。しかし現在中国政府の示している政策は、真に文化を守りたい者の要求を受け止められるものではない。であるから私はこの政策でその穴を埋め、少数民族に今はない選択肢を提供しようとするのであると断っておく。

さて、少数民族の行政特区を設置するということ自体は中国の制度的に可能だ。何せ、中

国には特別行政区が現在 2 カ所ある。その制度をどのように導入するのかということは後に譲って、ここでは制度の中身について考えようと思う。それを考えるにあたっては、彼ら少数民族に政治的な独立性を付与する以上、その領域と、住民及び民族の権利について如何にすべきかまず決定するのが適当と思われる。

まずその領域についてだが、その範囲については少数民族と中国政府との交渉によるだろう。そしてそこで定められた領域については、基本的に少数民族独自の法規が適用される場所となり、中国政府の法律の権限はある程度制限される必要があるだろう。そして、その特別御製区の領域を通行することも含めて、他の民族が侵入することを制限するべきである。しかし、少数民族が自身の特別行政区の外に出ることは、妨げる必要はないだろう。彼らが少数民族としての暮らしを放棄するならば、特別行政区の領域外に出るのはやむなしである。

次に少数民族の人々個人であるが、彼らを少数民族として認定するのは、従来の民族識別工作と本人らの意志に従うのが適当かと思われる。そしてその上で、以下のことを保障される必要があるだろう。なお、これはアメリカの制度に倣ったものである。

- ・ 民族、及び国家の刑事管轄権に服すること。
- ・ 国家からの諸利益を受ける資格者であること。
- ・ 地方行政機関の課税対象から除外されること。
- ・ 民族の経済活動によって生じた利益の配分に参加できること。
- ・ 国家から認められた民族の土地を受け継ぐ権利を有すること。

アメリカの先住民については、一度先住民であることを捨てた先祖を持ち、白人として生活していた人が、部族裁判所の認定によって先住民となった例がある。中国の少数民族特別行政区に於いても、同様の措置が認められることは必要であろう。

続いて、民族としての権利、彼らの主権についてである。彼らが政治的に高い独立性を有することになる以上、彼らには相応の主権が与えられるべきだ。そしてその主権を承認するのは中国政府であり、その根拠は少数民族と中国政府の間に結ばれる条約であるのが適当と考える。しかし、やはり非常事態にあつては民族の主権が中国政府の権限によって縮小されることも考えられる。ただし、それは少数民族と中国政府の間の信認に基づく必要のあるものではあろうから、あらかじめその合意はとるべきであろう。また、非常事態とまではいなくとも、少数民族特別行政区で発生した犯罪などについて、国家が警察権を行使したり、司法的措置をとることは、少数民族の慣例法を尊重した上で行えるようにすべきだ。このような、中国政府が少数民族に対して主権を認めつつ、少数民族に対する中国政府の権限を行使することと、その際に相互の信認関係を遵守することを求めることは、信託責任の法理と呼ばれ、アメリカなどの先住民法制においてその中心を占めているものである。

そして、その信託責任の法理があるということを前提にして、少数民族が自らの成文非成

文問わず何らかの法規を自らの慣習法等に基づいて作成することは可能であるべきであり、特別行政区内の少数民族は基本的にその法規と、中国政府の定める法律の一部に従うべきであろう。そして、民族内で定めた法規に従って司法審査を行うことのできる場も持つことができる必要がある。ただし、特別行政区内の少数民族についても、中国政府の刑事管轄権に服するため、場合によってはそちらで裁かれる場合もあるし、どちらによっても裁かれることはあり得よう。そして、法規を持ち、司法審査の手段も持ち合わせるならば、民族警察と呼ばれるものを設立する権利はもちろん有すると考えるべきである。ただし、この民族警察の権限は、中国政府の権限に基づいて縮小され、人民警察を優先させることはあり得る。

ここまでで、主にアメリカの先住民法制を元にして中国の少数民族特別行政区で取り入れる制度を模索してきた。アメリカの先住民は、紆余曲折を経ながらも 70 年代にはこの制度を確立し、政策として一定の成功を収めてきていると評価することができるだろう。ここ 4、50 年ばかりの間、先住民はある程度の制限はあれども部族として主権を与えられ、生活の中でその文化を守り続けてきたのである。その成果が中国の少数民族内で発揮されるのは難しいことではあるまい。何故ならば、一口に中国の少数民族といっても 55 民族それぞれに差異があるのと同じく、アメリカの先住民も様々である。そのような状況下でも全ての先住民の部族に適用可能なよう、この制度は作られている。と言うのも、政治的に主権を持つ彼らは、その制度の枠組みの中で自らの部族に適するように制度をある程度設計することができるのだ。であるからしてこの制度は、中国の少数民族が運用するにあたって、何ら支障を来さず、上手く機能するであろうと考える。

5-2 アプローチに関する考察

さて、上記で特別行政区において導入する制度の説明を行ったわけであるが、果たして中国はそれを受け入れるであろうか。受け入れさせるにあたっては何らかの国際的なアプローチが必要となることが予想されるが、それはどのような形のものだろうか。例の少ないことであり、断定できる材料に欠けるため、あくまで推論に終始してしまうと思われるが、ここではどうにかそれを探っていきたいと思う。

そもそも、中国は少数民族特別行政区を受け入れるのか。結論から言うと、中国にそれを受け入れさせるのは、そこまで難しい話ではないのではないかと考える。確かに中国は、少数民族がそれぞれに国家として独立してしまうことは恐れている。それは、自国内に大量の小国が存在するという事や、内モンゴル、チベット、新疆といった、歴史的に他国との緩衝地帯の役割を担ってきた地域を失うこと、中央アジアに新たな国家が誕生することによる情勢の不安定化などに対する安全保障上の不安や、少数民族が独立することによって、彼らの領域にある資源への権益を失うことへの不安からだ。従って、それらを保障することができれば、少数民族に対して新たな制度を認めることは、中国にとって損失を及ぼさないはずだからである。むしろ、益となることすらあろう。

さて、では何故前項で説明した制度が中国に損失を及ぼさないかと言えば、まずもって彼

らを独立させるわけではないからである。よくアメリカなどの先住民法制について言われる言葉で、「国内の従属国」という言葉があるが、これはあくまで1つの国家としての独立ではない。中国の中にはあるのである。そして先に述べた信託責任の法理を中心に形成された関係性を結んでいるわけであり、中国政府の権限は制限付きで特別行政区内に及ぶ。また、特別行政区の性質上、今ある自治地域そのままがその領域となるのは不可能に近い。その領域は、各民族にとって聖地的な場所、特に人口が集中している場所の周辺に限られはするだろう。例えばウイグル族であればカシュガル周辺、チベット族であればラサの周辺、満州族であれば浙江省の一部といった具合である。もちろんその特別行政区は中国政府の刑事管轄権にも服すとは言え、さすがに人民解放軍や武装警察を常駐させるのでは前項で挙げた条件に反する。しかしながら、現状の自治地域の中で、特別行政区とならなかった地域であれば、これまで同様に戦力を駐留させることは問題ではなかろう。よって、中国にとってここで安全保障的な問題は発生しないと判断できるのである。

また、中国が特別行政区となった地域の資源に対する権益を失うことに不安を覚えると言う点に関しては、特別行政区の領域を地下資源の採掘地点とはずれる形で制定しておけば良いのである。そうすれば、現状の制度通り、地元の自治機関の管理の下で沿海部の漢族企業が資源開発をするという形は崩れないであろう。ではそれで特別行政区内の少数民族にとって何か不都合が生じるかと言えば、それもない。何故ならば、そもそも彼らに石油や天然ガス、その他金属などの資源を開発する技術がないからである。それは少数民族の自治機関における専門技術幹部の少なさからもわかる。先に挙げた少数民族の指導層の人数の推移の図である図16を見てわかるとおり、少数民族の幹部数次隊は増えているが、その内訳を見てみると、雲南省では90%が党政幹部を務めており、専門技術幹部は10%にしかない。しかもその専門技術幹部の中でもほとんどは小中学校の教員であり、自然科学や専門技術分野といった、資源開発に関わるような人材は非常に少数なのである。そして、実際にそれらの資源を開発して生活に役立てることは、そもそも特別行政区の本旨に適さないことであり、それを目指す者ならば特別行政区を出るという選択をするのが自然であるとも思われる。よって、中国政府の資源に対する権益も、特に脅かされることはなかろうと推測できる。

むしろ中国にとって益となる事というのは、特に西部地位金治安の安定によるものである。西部の少数民族の領域では、西気東輸や青蔵鉄道といった西部大開発以来受け継がれている大事業が存在するわけであり、それらを恙なく進行させるには地元の情勢が安定していることが非常に重要なのである。西気東輸とは天然ガスのパイプラインの敷設事業であり、それは新疆から中国の沿海部方面だけでなく、中央アジア諸国にもつながっているものだ。また、青蔵鉄道もその名の通り線路を敷いているわけであり、両方ともそれらが通る地域の情勢が安定していなければ大きな不安をかかえることになる。

また、歴史的に中国と対立してきたチベットの反中感情をある程度減退させる効果もあげることができよう。これがまた重要で、何故ならば、チベットはインドとの緩衝地帯なの

である。中国とインドは現在どこか英領インドであった時代から対立関係にあったが、チベットとインドはその時代から現在に到るまで基本的に友好関係を築いているのである。インドにダライラマ 14 世はじめ、大量のチベット難民が逃れたこともそれを物語っている。中国にとってインドとの緩衝地帯であるチベットで反中感情が高まり、しかもそのチベットは中国と対立しているインドと友好的関係を築いているという状況は、中国にとって不安要素なのである。要するに、チベットの反中感情を減退させるのは、中国にとって 1 つの不安が小さくなることを意味する。これらのように、特別行政区設立を承認することは、中国にとって益ともなり得るのである。

しかし、実際には特別行政区が設置されるような気配はない。果たしてそれは何故であろうか。少数民族がそれを望まないのかと言えばそれは違うと言える。少なくとも一部の少数民族は日本でも報道されるような規模で行動を起こしているわけであるし、そうでなくとも文化の保護運動を繰り広げるなどする各民族の活動家などは存在するのである。では何が問題かと言うと、少数民族に中国政府と交渉する能力が無いことが問題と言うべきであろう。確かに少数民族の意見を代表し得る自治機関はあるが、これは決して一枚岩ではない。と言うのも、中国の地方機関は行政機関に過ぎず、自治区等の自治機関についても機能の半分は実質行政機関であるからだ。さらに以前述べた民族幹部比率等の問題も存在するのであり、少数民族の自治機関が少数民族の意見を代表して中国政府と交渉する能力があるとは考えにくい。ここで香港が一国二制度を実現したときのことを考えると、何も香港は香港政府独力で現在の制度を実現したわけではなく、イギリスの後援助言あってこそのものであったと言える。要するに、ここにおいてはやはりどうしても中国国外の何某かの援助が必要であろうということがわかる。そしてそれは、中国政府と少数民族の間を取り持ち、条約締結に到るまでの仲裁役を務めるという形が最も望ましいであろう。国外の何某かというのは国際連合や周辺諸国などでよいだろう。民族的同胞が中国国内で少数民族になっていると言うのであれば、介入するに足る理由にもなる。日本としても、かつて外交関係を持っていたチベットなどについては仲裁の役目を務めたり、援助したりといったことは可能であろうと思われる。

要するに、少数民族特別行政区の設置については中国に損失を与えることは少なくともないのであると言えるため、中国としては躍起になって否定する理由はない。しかし何故現在行われていないかと言えばそれは少数民族側の能力不足であり、それは諸外国や国際機関の協力で解決可能な問題であろうと思われる。そのため、この件に関して望ましいと思われるアプローチ方法は、日本を含めた諸国が直接的、ないしは国際機関に働きかけるという形で間接的に少数民族に協力し、中国政府との間を取り持って条約締結に結びつけるというものであろう。また、その際に民族的同胞の呼びかけといった試みが、少数民族の行動を促すにあたって効果的であろう事を付記しておく。

6. 参考資料

- ・青木文教（2010）『西藏全誌』芙蓉書房出版.
- ・アナトラグリジャナティ（2006）「中国新疆ウイグル自治区における双語教育の現状と課題について」,『九州教育学会研究紀要』34, pp.201-208, 九州教育学会.
- ・今谷明（2000）『中国の火薬庫－新疆ウイグル自治区の近代史』集英社.
- ・ウェ・バルトリド（1961）『トルキスタン史概説』（長澤和俊訳）出版地不明
- ・大西広（2012）『中国に少数民族問題と経済格差』京都大学学術出版会.
- ・加々美光行（2008）『中国の民族問題－危機の本質』岩波現代文庫.
- ・可児弘明（1991）『香港および香港問題の研究』東方書店.
- ・梶谷懐・星野真（2009）「中国内陸部における政府間財政移転の決定要因と再分配効果--県レベルデータを用いた実証分析」,『Asian studies』55(1),pp. 19-39,アジア政経学会.
- ・洪英（2006）『中国の地方制度における自治問題－民族区域自治制度に関する考察を中心に』明石書店.
- ・新免康（2006）「新疆ウイグルと中国政治」,『アジア研究』49, pp.37-54 アジア経済研究所.
- ・曹瑞林（2012）「中国の省級財政・大都市財政の自立性と省級地区ミニマム」,『財政と公共政策』51, pp.81-105, 財政学研究会.
- ・西村幸次郎（2007）「中国民族法制の問題状況－動向と課題」,『Yamanashi Gakuin law journal』2,pp. 23-54,山梨学院大学法科大学院.
- ・ハス額爾敦（2005）「中国少数民族地域の民族教育政策と民族教育の問題－内モンゴル自治区の民族教育を中心に」,『Multicultural studies 』5, pp.265-280, 名古屋大学国際言語文化研究科国際多元文化専攻.
- ・藤田尚則（2012）『アメリカ・インディアン法研究（Ⅰ）－インディアン政策史』北樹出版.
- ・藤田尚則（2013）『アメリカ・インディアン法研究（Ⅱ）－国内の従属国』北樹出版.
- ・芒来夫「中国における立法自治権の現状と課題－内モンゴル自治区を中心に」,『一橋法学』5（3）, pp.763-788.
- ・水谷尚子（2007）『中国を追われたウイグル人－亡命者が語る政治弾圧』文春新書.
- ・南満州教育會（1934）『満州新史』満州文化協會.
- ・「互劫百科」
〈 http://tupian.baik.com/s/%E4%B8%9C%E4%BA%9A/xgtupian/1/2?target=a1_30_50_20300542517439139953502635083.jpg〉 2017 年 2 月 13

日アクセス.

- 「中国まるごと百科事典」〈<http://www.allchinainfo.com/outline/resources9>〉
2017 年 2 月 13 日アクセス.
- 「満州語」が消滅の危機、共通語の普及で一民族言語への関心の低さ原因
〈http://www.excite.co.jp/News/chn_soc/20110903/Recordchina_20110903006.html〉 2017 年 2 月 13 日アクセス.